

FAMIC

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

令和 6 事業年度 事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日



目次

1. 理事長によるメッセージ	3
2. 令和6年度のトピックス	4
3. 法人の目的、業務内容	8
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
(3) 主な関係法令	
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	9
5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	10
(1) 運営基本理念及び運営方針	
(2) 未来に向けて	
6. 年度目標及び事業計画	11
(1) 年度目標	
(2) 事業計画	
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	14
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	27
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績	29
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
(2) 農薬関係業務	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
(4) 食品表示の監視に関する業務	
(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
(7) その他の業務	

10. 業務の成果と使用した資源との対比	41
(1) 当該事業年度の主な業務成果・業務実績（概要）	
(2) 自己評価	
(3) 主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11. 予算と決算との比較	43
12. 財務諸表	43
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報	45
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	46
(1) 内部統制に関する事項	
(2) リスク評価と対応に関する事項	
(3) 監事監査に関する事項	
(4) 内部監査に関する事項	
(5) 入札・契約に関する事項	
(6) 予算の適正な配分に関する事項	
15. 法人の基本情報	48
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	52
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 理事長によるメッセージ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、食品及び肥料、農薬、飼料といった農業生産資材などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

これらの事業を実施するにあたり、FAMICは「確かな技術力による科学的検査・分析により食の安全と消費者の信頼を確保する」ことを基本理念として掲げています。

この理念を実現するため、私は職員の技術力・現場対応力の向上、発信力の強化、さらに情勢変化に柔軟に対応する組織作りを進めてきました。

特に技術力の向上について、共同研究の推進、海外技術協力の積極的实施、最新の科学技術習得機会の拡大、各種学会発表や論文投稿などに加え、分析技術の動画化による技術継承にも積極的に取り組んでいます。

令和6年度は、肥料の品質を確保するための新たな試験方法の開発、JASの国際規格化に向けたISO委員会との関係強化、多発した麦赤かび病のかび毒調査などにも取り組みました。

このほか、最新の科学的知見で農薬の安全性を確認する再評価、国際的に通用する認定・認証の枠組の提供など、様々な事業を実施しています。

令和6年度に食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正され、新たに環境負荷の低減、農業資材の国内代替物への転換などが規定されました。

また新たな食料・農業・農村基本計画では、肥料の国内資源利用割合や食品表示の適正化などに関する具体的目標(KPI)も示されました。

FAMICはこのような情勢に対応し、正確で確実な業務を行うとともに、技術力の向上と皆様への情報提供に一層努めてまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

FAMIC（ファミック）

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長

木内 岳志



2. 令和6年度のトピックス

新たな肥料試験法の開発と普及改良の取組

- 肥料の生産事業者は、肥料の製造や流通過程でどれだけ有効成分が減るかを確認する必要があります。その方法として苛酷試験を行います。各生産業者が行う方法や条件がばらばらだったため、FAMICは、肥料生産事業者や農林水産省からの要請で、新たな苛酷試験法※を開発しました。
- 苛酷試験法は前処理方法を整備したものであり、これまでの肥料等試験法とはタイプが異なるため、解説動画を作成してFAMIC公式YouTubeで事業者に限定公開して周知し、試験方法の理解や試験条件の統一化を進めました。
- さらに、解説動画を見た肥料生産事業者から、苛酷試験法を実施した感想や改良点について意見を聞き、試験法の充実につなげました。

※ 苛酷試験法：肥料を意図的に苛酷な条件におき、有効成分の低下を確認する試験。生産事業者は、製造する肥料について有効成分の最低限の量を決めて肥料に表示するが、製造・流通過程で設計よりも低下することがあるため実施する。

肥料品質保全協議会のみなさま



FAMIC公式YouTubeに投稿した解説動画



水を加えてすり混ぜて



→ 加熱 (80℃、2時間)



→ フラスコに移して分析へ

肥料の品質確保に貢献

肥料関係業務 29ページへ

FAMIC主体の農薬GLP講習会を開催

- FAMICでは、農薬登録申請時に提出される試験成績の信頼性を確保するため、試験を行う施設に対し農薬GLP※調査を行っています。今年度から、これらの各試験施設に農薬GLPの理解を深めてもらうため、農薬GLP講習会を毎年開催することとしました。
- 現場のニーズに合わせた講習内容とするため、試験施設関係者と意見交換を行い、講習内容を決定しました。
- その結果、参加者の農薬GLPに対する理解がより深まり、信頼性の高い試験成績を用いた農薬の登録制度に貢献しました。また、講習会を有料で開催したことにより、令和6年度目標に掲げられているFAMICの自己収入の増加につながりました。

※ GLP：Good Laboratory Practiceの略。試験成績の信頼性を確保するために、OECDで定めた試験施設が行うべき国際ルール。



農薬登録制度に貢献

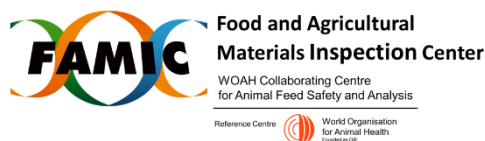
農薬関係業務 31ページへ

諸外国への技術支援と情報発信

- FAMICは、「飼料の安全及び分析分野」の国際獣疫事務局※コラボレーティング・センター※（WOAH-CC）に指定されています。
- WOAHCの活動として、令和6年度は、アジア各国の飼料検査に関する調査結果の情報発信や、飼料の品質管理等に関する技術研修の実施、WOAH主催セミナーにおける視察の受け入れを行い、単年毎及び5か年計画に基づく活動についてWOAHに報告しました。
- その他に、アジア太平洋地域の諸外国等からも技術協力要請があったため、全てに応えられるよう、研修資料の作成作業の効率化、業務調整による人員・時間の確保を図り、通常業務を遂行しつつ、実習や見学の受入を行いました。
- WOAHCの活動を通じて、積極的に日本の飼料規制について情報発信することで、アジア太平洋地域の飼料に関する情報ネットワークの強化や飼料の品質管理の向上に貢献しました。

※ 国際獣疫事務局（WOAH）：動物衛生及びズーノーシス（人獣共通感染症）に関する国際的な基準を策定する国際機関。

※ コラボレーティング・センター（CC）：WOAHにおいて、科学的知見の収集等のために専門的な分野に関して指定された各国の検査・研究機関。（P23参照）



写真左：海外からの研修生受け入れの様子

写真右：WOAH地域セミナー参加者の見学受入

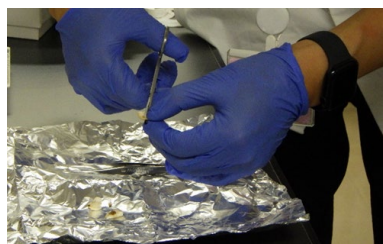
国際的な飼料の安全性向上に貢献

飼料関係業務 33ページへ

民間研究機関と共同で検証試験を実施

- FAMICは、食品の遺伝子組換え表示や産地表示が正しいかどうかを、DNA分析で確認しています。検査技術は日々進化しており、技術力を維持向上させるためには新しい検査技術を習得する必要があります。
- 令和6年度は、最先端の遺伝子解析技術を有する東北大学のスタートアップ企業と受託調査分析契約を結び、企業が新たに開発した、しいたけの品種簡易判定技術の室間妥当性検証試験※に参加しました。
- 試験の参加を通じて民間研究機関と技術面で交流を行うことで、最新の遺伝子検査技術に関する知見や能力を獲得することができました。

※ 室間妥当性検証試験：使用する分析法が期待される性能を発揮できることを確認・検証する調査で、複数の試験室で行うもの。



しいたけの品種判定技術（DNA抽出の準備の様子）



企業との技術交流の様子

食品表示の適正化に貢献

食品表示関係業務 35ページへ

国際標準化活動 JASの国際規格化を目指して

- 日本の水産物の品質の高さをアピールして輸出を増やすため、JASの「魚類の鮮度（K値）試験方法」を、ISOの国際規格案として提案する予定です。
- FAMICは、肉、魚等のISO規格を開発するTC34/SC6（食肉・魚等の分科委員会）の国内審議団体を引き受け、ISO規格の提案権を持つPメンバーになりました。
- 規格の内容をオンラインでプレゼンテーションして海外専門家との信頼関係を築きました。
- これらの活動により、戦略的な国際標準を提案・議論する体制を整備しました。今後、TC34/SC6の総会で直接、規格開発への協力を要請していく予定です。



TC34総会の様子
（FAMIC本部：さいたま市）

写真左：提案予定の規格の内容を
説明する様子

写真右：会場にプレゼンテーション
の資料を掲示

EUへ輸出する有機加工食品の原料原産地の制限が撤廃

- EUとの有機同等性※は、これまで有機農産物と有機農産物加工食品（原材料が日本産及び日本の有機同等国産のもの。以下「原料原産地」という。）に限定されており、有機食品の輸出を増やすためには、有機加工食品の原料原産地の制限を撤廃し、同等性の範囲を広げて有機畜産物及び畜産物を含む有機加工食品も対象にする必要がありました。
- FAMICは農林水産省が行うEUとの有機同等性の範囲拡大の交渉のため、EUの有機制度と有機JAS制度の違いの調査、EUが行う日本の有機制度の審査に対する対応、Web会議への参加等のサポートを行い、令和7年に農林水産省とEUは、有機畜産物及び畜産物を含む有機加工食品への対象範囲の拡大、有機加工食品の原料原産地の制限撤廃に合意し書簡を取り交わしました。
- 今後、これまで輸出ができなかった同等国以外の国で生産された原材料を使用した製品の有機同等性を利用した輸出の拡大が期待されます。

※ 有機同等性：日本の有機JAS制度と他国の有機認証制度が同等であると認められること。有機同等性があれば他国の有機認証を受けずに有機JAS認証のみで有機食品として輸出することができる。



国際規格や有機同等性から
輸出力強化に貢献

JAS関係業務 37ページへ

麦類の赤かび病の追加調査を実施

- かび毒とは、植物病原菌であるかびや貯蔵穀物などを汚染するかびが作り出す化学物質で、人や家畜の健康に悪影響を及ぼすものをいいます。
- 令和6年度は麦類の赤かび病が多く発生しました。農林水産省から、麦類のかび毒について追加の調査依頼があり、優先的に分析を実施して報告しました。
- かび毒による健康被害を防止するためには、汚染実態を把握して、穀物の生産や貯蔵の段階で対策することが重要です。農林水産省が実施するリスク管理におけるかび毒の産生状況の基礎データ収集に貢献しました。



麦類の赤かび病

麦類の赤かび病は、開花期に雨が多いと発生しやすい。デオキシニバレノールやニバレノールなどのかび毒を作り出す。

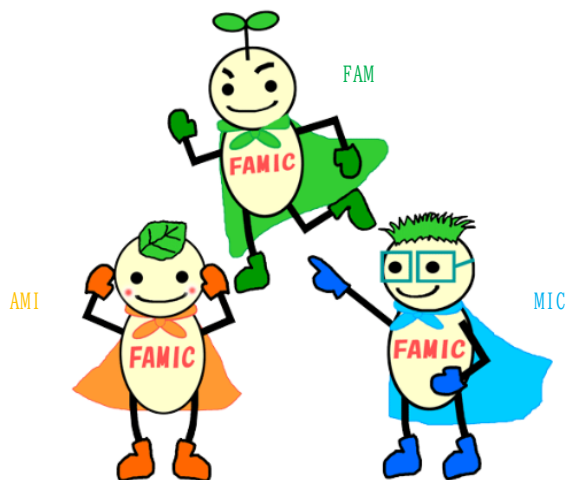
麦を粉碎して、かび毒を抽出、精製、濃縮し、分析装置で測定。



麦類のかび毒の分析

食品安全のリスク管理に貢献

有害物質の分析業務 39ページへ



FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、DNAの二重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

FAMICは、センター法第10条に基づき、次の業務を行うこととされています。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等
- ⑬ 上記の業務の遂行に支障のない範囲内で認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力を行うことができる。

詳細につきましては、次のサイト（e-Gov法令検索）からご覧いただけます。

◇e-Gov法令検索（「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索）

<https://laws.e-gov.go.jp>



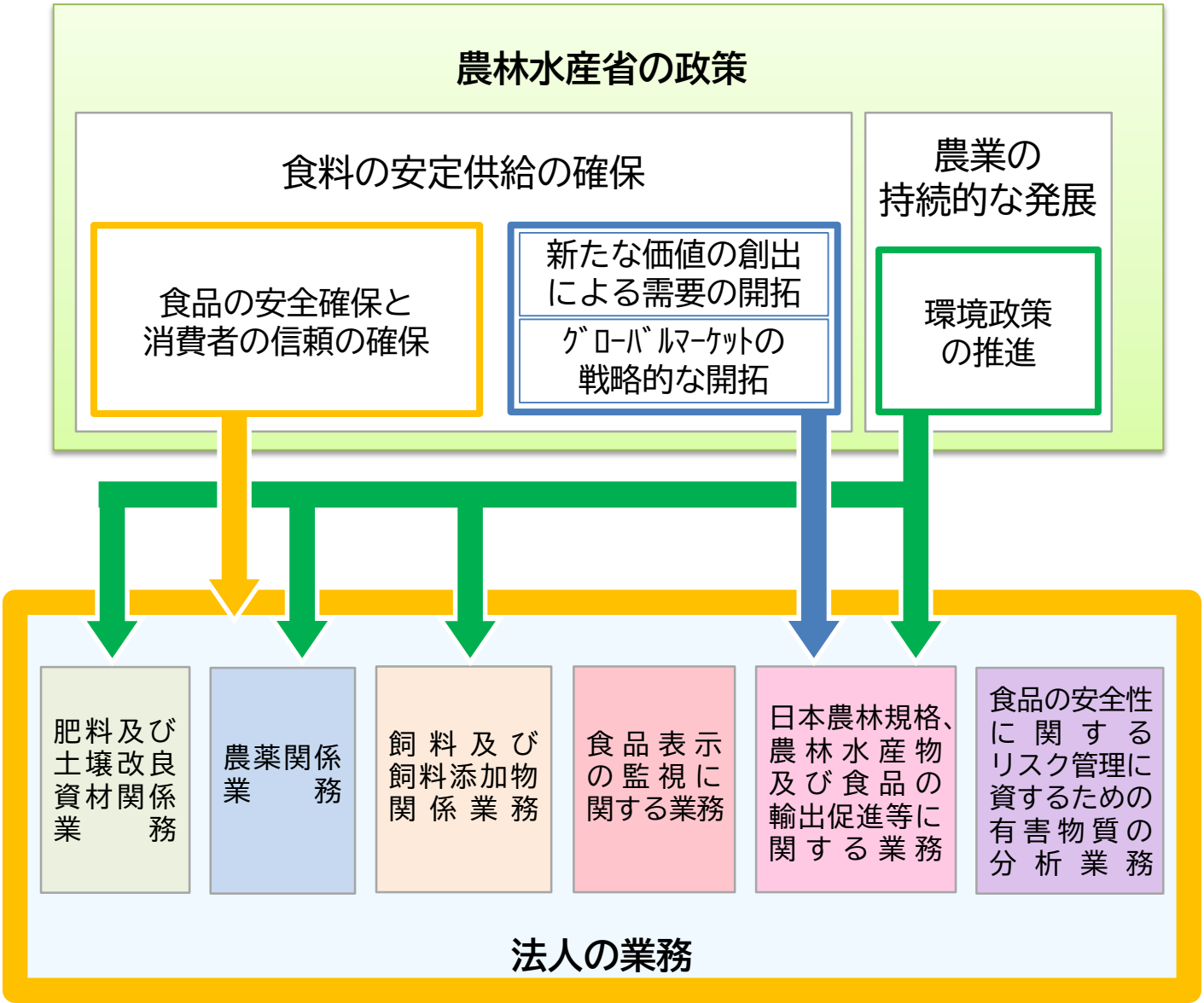
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法（平成25年法律第70号）
- ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
- ・地力増進法（昭和59年法律第34号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

FAMICの業務の多くは、農林水産省の政策のうち「食料の安定供給の確保」における政策分野「食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題に貢献します。



注：FAMICの各業務は、[P11](#)「6. 年度目標及び事業計画」、[P29](#)「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」等に記載しています。

5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 運営基本理念及び運営方針

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できる組織力を培います。



(2) 未来に向けて

FAMICが存在意義を持ち続け、運営基本理念（ミッション）等を実現するため、以下の課題に取り組みます。

全体戦略

業務の効率化、重点化等の工夫

財政基盤の強化

職場環境の向上

専門家集団としての高い技術力を維持、向上

蓄積した知見やノウハウの社会への還元

事業戦略

肥料及び土壌改良資材関係業務

- ・未利用資源の利用拡大に向け、新たに規格化された汚泥資源を利用した菌体りん酸肥料の品質管理計画の調査に対応
- ・公定法化された肥料等試験法の充実に向け、職員の技術力向上と、調査研究業務を強化

農業関係業務

- ・業務の重点化・効率化により、農業の再評価、安全性審査の充実等に伴う業務量の増大にも着実に対応
- ・農業の環境負荷低減に資するため、生物農業等の評価を円滑化

飼料及び飼料添加物関係業務

- ・飼料等の安全確保のため、事業者自ら原料から製品までの基本的な安全管理に取り組むGMPの導入を推進
- ・検査・分析技術の更なる向上のため、研究機関等と連携し、共同研究を含め調査研究業務を強化
- ・アジア地域の飼料の安全確保のため、国際機関と連携し、FAMICが有する知識・技術を提供

食品表示の監視に関する業務

- ・食品表示の科学的検査業務について、情勢に応じ緊急度及び重要度の高い品目に重点化するとともに、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査を重点的に実施
- ・原料原産地表示対象の拡大等に対応した分析技術及び判別技術を開発・改良

日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ・農林水産物や食品の輸出促進に貢献できるよう、国際化を見据えてJAS原案を作成
- ・FAMIC認定制度の運用により、農林水産物等の輸出力強化に貢献

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- ・ISO/IEC17025の試験所認定を取得しているかび毒分析等で、信頼ある分析データを提供可能な機関として、共同研究事業への参画を目指す。

注：FAMICの「事業戦略」に関する主な取組は、[P29](#)「9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績」に記載しています。

6. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が指示されています。

令和6年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点が変更されました。

- ・海外に原料を依存する肥料の利用を低減していくことが必要な中、国内の未利用資源である下水汚泥等を原料とした菌体りん酸肥料の新規格が設定されたため、登録申請に係る事業者からの事前相談対応や、都道府県等が行う立入検査の支援等の業務が追加されました。
- ・FAMIC認定センター(JASaff)の製品認証分野における国際相互承認締結を受け、その地位の維持に加え、試験所認定分野における国際相互承認への取組を進めるよう変更されました。
- ・業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減し、拠点の合理化を含めた、さらなる常勤職員数の削減を検討することが追加されました。
- ・FAMICの事業の目的を踏まえつつ、受託収入の獲得、受益者の負担の水準について不断の見直しを図り、令和10年度までに令和5年度を基準として自己収入を100%以上増加することが追加されました。

② 一定の事業等のまとまりごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、目標が設定されており、また、これらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

ア 肥料及び土壌改良資材関係業務

イ 農薬関係業務

ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

エ 食品表示の監視に関する業務

オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和6年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



(2) 事業計画

FAMICは、令和6年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとまりごとに、「5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。令和6年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。	
(2) 農薬関係業務	
諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
飼料等の分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、適正製造規範（GMP）適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発及び既に開発済みの技術の精度向上等に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1	業務運営コストの縮減
2	人件費の削減等
3	常勤職員数の削減等
4	調達等合理化の取組
5	情報システムの整備及び管理
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入を令和10年度までに令和5年度を基準として100%以上増加に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務を円滑に推進するため、人材確保・育成方針を踏まえた取組を実施する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3	積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和6年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4	その他年度目標を達成するために必要な事項
(1)内部統制の充実・強化	
業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組む等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和6年度事業計画

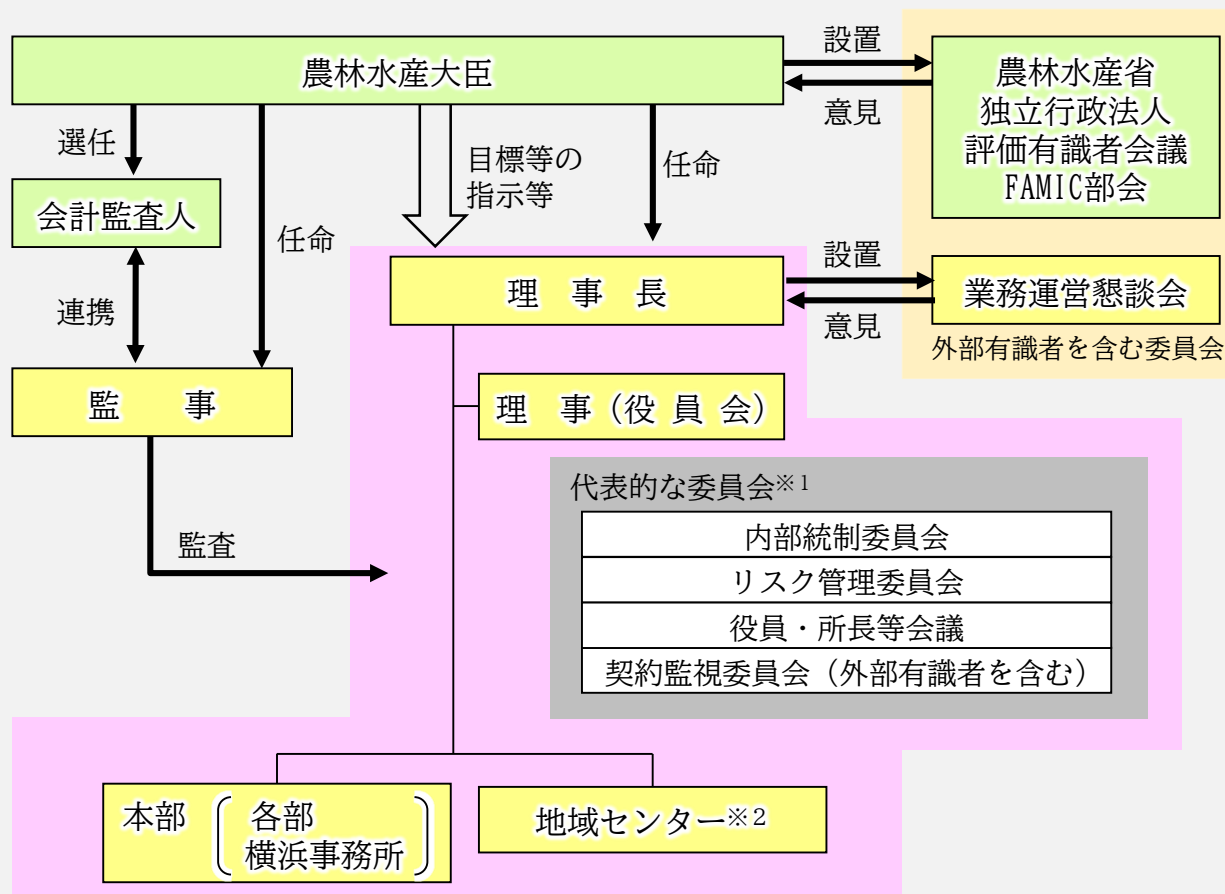
http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



※1 業務方法書に定められている委員会を記載しています。

※2 札幌センター、仙台センター、名古屋センター、神戸センター、福岡センター

FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制システムを整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しを行っています。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhouhou_syo.pdf



① プロセス評価

業務の質の向上に向けて、また、法人評価において目標達成に係る業務上の創意工夫、努力等の過程を適切に評価するため、「プロセス評価」を導入しています。

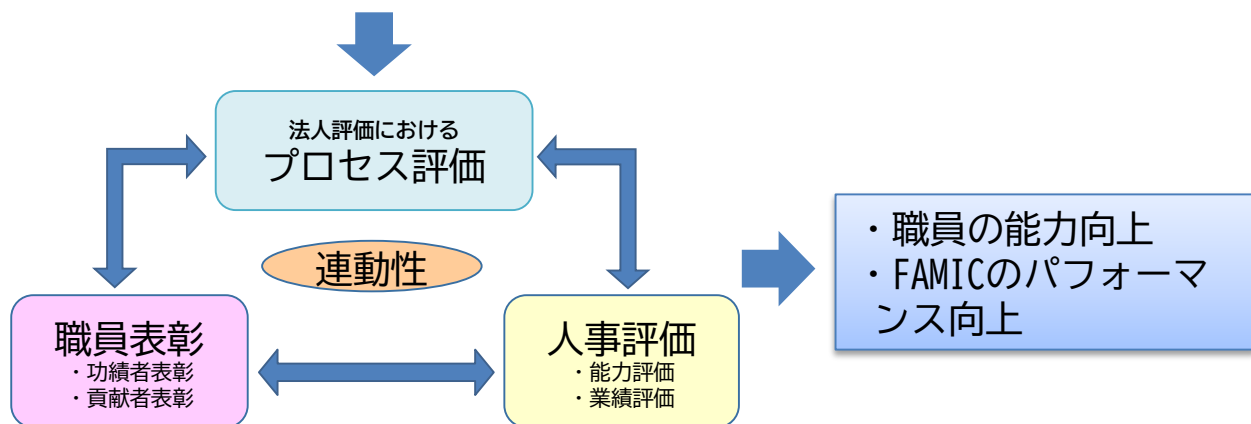
プロセス評価は、業務遂行時の創意工夫等を業績評価にプラスして評価するものであり、職員表彰制度と人事評価をプロセス評価と連動させることで、職員個々の意識を改善して、モチベーションを引き上げ、組織のパフォーマンスの向上を図っています。

プロセス評価の観点

工夫	業務遂行上、重要な創意工夫であったか
貢献	FAMICの社会的評価を客観的に向上させる取組であったか（アウトカム）
運営	経営資源の有効活用を向上させる取組であったか
努力	相当な努力を費やした取組であったか



職員表彰式の様子



② 情報セキュリティの強化・DX推進への対応

近年、サイバー攻撃が激化・高度化しており、高度なICT技能に基づき機動的な対応を行う等、情報セキュリティを強化していく必要があります。また、世界的にDX推進が重要視される中、行政執行法人として、行政全体の流れに則した新たな仕事様式への対応が急務となっています。

これらの課題に対応するため、令和5年4月に組織再編を実施し、FAMICの今後のDX戦略を一元的に企画・立案できる体制等を構築しました。これにより、社会変化へ機動的に対応し、さらなる国民サービス向上に資する取組を行っていきます。

(2) 役員等の状況

① 役員等の状況

(令和7年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内 岳 志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	都築伸幸 ※1	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	平成 4 年 4 月 令和 2 年 8 月 令和 4 年 7 月	農林水産省採用 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課長 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 仙台センター所長
理事	功刀 豊 ※1	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋秀一 ※1	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	農業検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	飯村正紀	自 令和 5 年 6 月 16 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※2		昭和 62 年 4 月 令和 2 年 4 月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事 (関西本部大阪北支店長)
監事 (非常勤)	服部夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※2		現 公認会計士	

※1 理事の都築伸幸、功刀豊、高橋秀一は任期満了で退任し、令和7年4月1日付けで橋本陽子、牟田大祐、池田淳一が就任しています。

※2 監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は板橋監査法人であり、当該監査法人に対する当事業年度のFAMICの監査証明業務に基づく報酬の額は5,280千円です。また、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する当事業年度のFAMICの非監査業務に基づく報酬はありません。当該監査法人の詳細につきましては、同法人のホームページをご参照ください。

<https://www.itabashi-audit.jp/>



(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在624人（前年度末比9名減、1.4%減）であり、平均年齢は45.9歳（前年度末45.8歳）となっています。このうち、国等からの出向者は61人、他の独立行政法人からの出向者は2人、令和7年3月31日付け退職者は18人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要な施設等
農薬検査部 空調設備改修工事
名古屋センター 入居する名古屋農林総合庁舎の廃止に伴うセンター庁舎の
移転整備工事（うち設計業務分）
- ② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充
名古屋センター 入居する名古屋農林総合庁舎の廃止に伴うセンター庁舎の
移転整備工事
- ③ 当事業年度中に処分した主要な施設等
該当ありません。

(単位：百万円)

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金877,700円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産であり、令和6年度発生額（478,781円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和5事業年度から令和6事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高506,155円は、令和5事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,937	85.1%
事業収益	50	0.7%
受託収入	4	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	135	1.9%
資産見返補助金等戻入	6	0.1%
賞与引当金見返に係る収益	434	6.2%
退職給付引当金見返に係る収益	409	5.9%
雑益	1	0.0%
合 計	6,976	100%

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
2. 損益計算書上の財源状況を示しています。

② 自己収入に関する説明

(単位：千円)

区 分		金 額	概 要
受託収入		3,728	
諸収入	検査等手数料収入	25,287	GMP適合確認事業場の検査、輸出用飼料等の製造事業場の調査等による収入
	検定手数料収入	4,761	特定飼料等の検定による収入
	講習事業収入	13,999	農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習による収入
	その他の収入	9,806	抗菌性物質標準製剤の配布、肥料認証標準物質の配布等による収入
合 計		57,582	

注：１．単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
 ２．収入予算の決算状況を示しています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① サステナビリティに関する方針及び取組の概要

～サステナビリティに繋がるSDGsへの貢献～

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、2030年を年限とするSDGs (Sustainable Development Goals) の17の国際目標に、FAMICの業務は繋がっています。

ア FAMICのSDGsへの主な貢献



FAMICは法律に基づいて、食品、農林水産物が国内・海外両方に適切に提供されることにコミット！

- 農業生産資材（農薬、肥料、飼料及び飼料添加物）の検査等により、その安全性を確保し、食の安全確保、国民の健康保護等に資する。
- JAS又は食品表示基準が定められた農林物資等の検査等により、これらの品質及び表示の適正化を図り、消費者の利益の保護に資する。
- ワークライフバランスの配慮、女性のキャリアアップ等を通じ、社会貢献と働きがいとを両立する。

イ 業務ごとのSDGsへの主な貢献

肥料及び土壌改良資材関係業務

- 肥料法に基づく肥料の登録調査や立入検査を実施するとともに、地力増進法に基づく土壌改良資材の立入検査を実施し、農業生産力の維持増進および国民の健康の保護に貢献
- 産業副産物の利用に関する技術協力、技術的知見の提供を通して廃棄物の発生の低減及び持続可能な食料生産システムの確保に貢献



農薬関係業務

- 農薬取締法に基づく農薬の登録及び再評価に係る審査、農薬製造場の立入検査、試験施設のGLP調査を行い、農業生産の安定と国民の健康の保護に貢献
- 国際農薬分析法協議会（CIPAC）、OECD関連会合等の国際会議への参加及び技術的知見の提供により、農薬の登録制度に関する国際調和に貢献



飼料及び飼料添加物関係業務

- 飼料安全法に基づき飼料等の立入検査、GMP適合確認等を行い、安全な畜産物の生産に貢献
- エコフィード（食品循環資源利用飼料）認証制度に係る製造基準等適否確認の実施、回収食用油再生油脂に係る確認検査を通して廃棄物の有効利用による畜産物の生産に貢献
- 有害な試薬を使わない公定法の開発を行い、試験者の健康保護と有害な化学物質の環境への排出低減に貢献
- WOAH コラボレーティング・センターとして世界の飼料安全の確保に向け、技術の標準化・普及等にご貢献



食品表示の監視に関する業務

- 食品表示の適正化により食品の生産や流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することで、持続可能な生産消費形態の確保に貢献



日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- JASの制定、規格の国際標準化、JAS法に基づく検査、FAMIC認定制度の実施（JASaff認定）（[P38参照](#)）により、経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを整備
- 農林水産物及び食品の輸出促進によって、輸出額を拡大し、国民の所得増加に貢献
- 輸出促進法に基づき認定された、林産物に係る輸出促進団体が実施する日本産製材輸出標準の策定をサポートすることにより、森林の持続可能な経営に貢献
- JASaff認定の下でのオーガニック水産物生産者による継続的な活動を通じて、海の汚染を減らす養殖の発展に貢献
- 農産物の機能性成分など強みのアピールや農福連携などの取組の推進により、生産者の所得増加に貢献



食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- ・ 実態データが不足している危害要因の情報収集や、国のサーベイランス・モニタリング計画に基づく分析業務を通して食品の安全性向上に貢献

3 すべての人に健康と福祉を



その他業務

- ・ 食品の表示、JAS、農業生産資材に関する情報を講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン、SNS等を通じて提供し、事業者の技術力向上等に貢献
- ・ 国際協力専門家としての職員の海外派遣や海外からの研修生の受入を通して海外諸国の技術能力及び食品の安全性の向上に貢献

4 質の高い教育をみんなに



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン

- ・ リモートワーク環境などワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、女性のキャリアアップや育児との両立をテーマとした座談会を実施する等、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取組を強化（[P26参照](#)）

5 ジェンダー平等を實現しよう



8 働きがいも経済成長も



② みどりの食料システム戦略とFAMICの寄与

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定しました。

FAMICは、みどりの食料システム戦略で2050年までに目指す姿としている、低リスク農業への転換、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量30%低減、有機農業の取組面積100万ha拡大等、環境保全の目標に対して、農薬、肥料、飼料といった農業生産資材及び食品などの検査、調査、分析を通じて貢献しています。

「みどりの食料システム戦略」が2050年までに目指す姿と取組方向		
環境保全	化学農薬	⑤2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。
	化学肥料	⑥2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。
	有機農業	⑦2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術確立を確立する。 これにより、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業※の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指す。（※国際的に行われている有機農業）

農薬

化学農薬の使用量低減に向けた技術開発・普及につなげるため、生物農薬（微生物農薬、天敵農薬）の登録に必要な試験と評価方法の明確化に寄与

肥料

国内資源として重要なりん資源である下水汚泥等の肥料利用の拡大のため、菌体りん酸肥料の規格設定、制度構築・運用についてFAMICの知見を活用して寄与

JAS

国際的なガイドラインに準拠して制定された「有機JAS」の普及推進により、農業生産に由来する環境への負荷低減に寄与

③ 環境貢献活動の推進

業務活動の中での環境配慮については、「環境配慮の基本方針」及び「環境配慮への行動目標」を定め、取組を計画的・体系的に推進しています。詳細につきましては「環境報告書2025」（令和7年9月公表予定）をご覧ください。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
1 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
2 分析機器等の効率的利用	・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
3 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
4 グリーン購入法に基づく調達への推進	・グリーン購入法に基づく調達の推進
5 役職員への環境教育の実施、FAMICの環境配慮への取組状況の発信	・上記1から4までの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

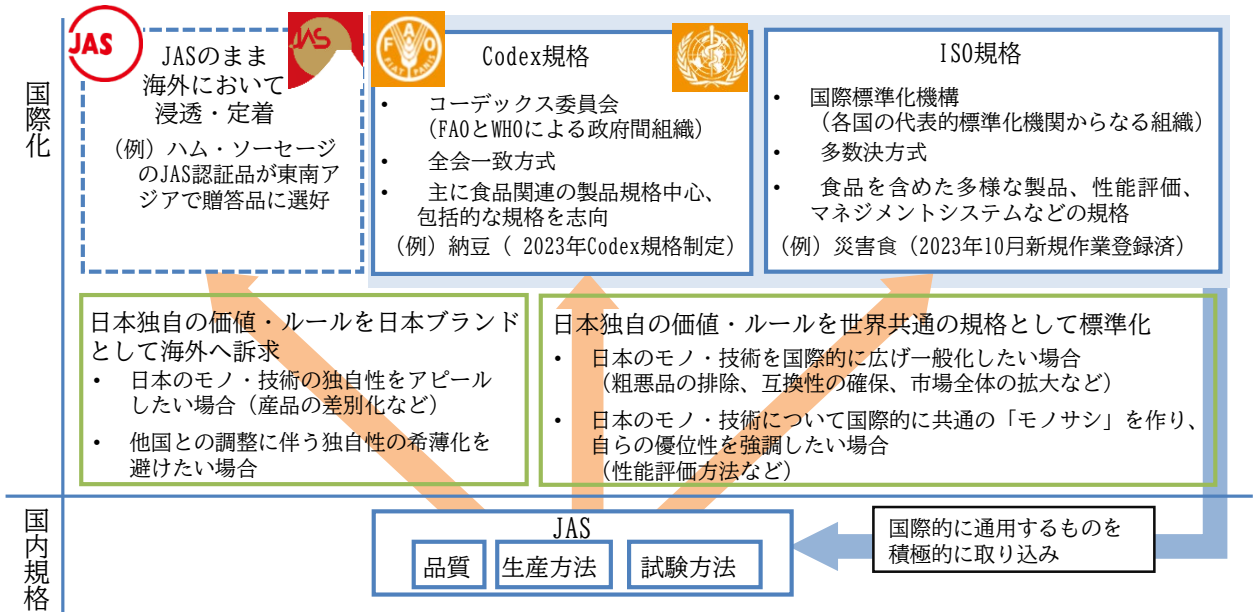


環境貢献活動の一環として清掃活動を実施

④ 国際貢献等

ア JASの国際標準化

食品・農林水産品の輸出力強化が課題となる中、海外との取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって取り組みやすく有利に働く規格の制定・活用が重要となっています。このため、FAMICでは、日本発の規格であるJASと調和のとれた国際規格の制定、JASそのものを海外において浸透させるなどの活動を通じて、食品・農林水産品の輸出力強化に貢献しています。



イ ISOへの取組

国際標準化機構 (ISO) で作られる国際標準は、貿易における商品・サービスの信頼性の担保など、大きな役割を担っています。

FAMICは、下の表にあるISOの専門委員会 (TC: Technical Committee) と分科委員会 (SC: Subcommittee) の国内審議団体として、ISO規格に国内意見を的確に反映させるため、国内対策委員会等を設置して国内意見を取りまとめたり、必要に応じて国際会議に専門家や職員を派遣したりしています。

TC34 食品専門委員会	
TC34/SC 6	食肉、家きん、魚、卵及びそれらの製品 分科委員会
TC34/SC 10	動物用飼料 分科委員会
TC34/SC 12	官能分析 分科委員会
TC34/SC 16	分子生物指標の分析に係る横断的手法 分科委員会
TC34/SC 17	食品安全のためのマネジメントシステム 分科委員会
TC218 木材専門委員会	
TC89/SC 3	木質系パネル 専門委員会／合板 分科委員会



TC34総会
(令和6年1月)
(FAMIC本部：さいたま市)

ウ WOAHコラボレーティング・センター

国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health (WOAH)）は、世界の動物の衛生と福祉の向上を目的とした国際機関で、WOAHコラボレーティング・センターは動物衛生に関する科学的知見と技術的支援を得るためにWOAHが認定した検査・研究機関です。FAMICは長年にわたり、家畜飼料・飼料添加物にかかる検査・検定、BSE発生防止のための確認検査及び飼料分析基準（公定法）の策定業務等を実施してきました。これらの活動が認められ、平成21年5月に、世界で初めて飼料分野における「飼料の安全と分析分野」のコラボレーティング・センターに指定されました。

最近の活動

令和6年7月
WOAHアジア太平洋地域事務所主催のRegional Seminar for WOAH National Focal Points for Veterinary Laboratoriesの参加者の視察

令和7年1月
アジア・太平洋地域における飼料の安全確保に関する抗生物質の分析技術研修開催（WEB）

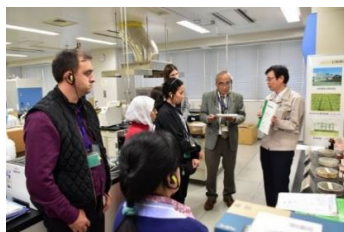


エ 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請について、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行っています。

海外研修員の受入れ

海外からの研修生を受け入れ、講義や施設見学、分析実習等を行っています。



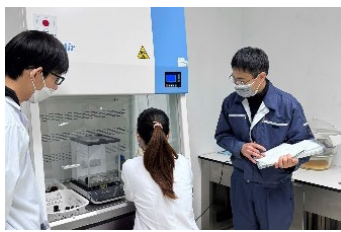
施設見学（さいたま）



講義（さいたま）

専門家の海外派遣

国際協力専門家としてFAMICの職員を海外に派遣しています。



技術実習（ベトナム）



分析データの解析（ベトナム）

ODA寄附講座

農林水産省の「アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業」の一環として、ASEAN諸国の農業・食品系の主要な大学に寄附講座が開設されています。FAMICは、食品分析に関する専門講座を担当し、「試験方法JAS」をテーマに講義や実習を行っています。



講義の様子（ベトナム）



ASEAN事務局からの感謝状

⑤ 消費者等との交流

ア イベントへの出展

農林水産省「消費者の部屋」で「科学技術で貢献～信頼される安全な「食」のために～」の展示を行ったほか、「こども霞が関見学デー」への会場参加及びWeb出展、「農林水産祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）及び「アグリビジネス創出フェア」への出展を行っています。



「こども霞が関見学デー」会場参加



「実りのフェスティバル」の様子

イ 農薬検査部の一般公開・常設展示室

農薬検査部では農薬や農薬の安全性審査について身近に感じていただけるよう、例年、施設の一般公開を行っています。令和6年度は職員による、農薬についての講義「ちょっと気になる農薬のはなし」と施設見学を開催しました。



一般公開の様子

また、常設展示室では、業務内容のパネル、農薬の空容器や農業関係資材の実物を展示し、当部の業務及び農薬に関して情報提供しています。その他、これまでの一般公開でご好評をいただいていた科学実験について、新たな動画を作成し公開しました。一部の科学実験については、小中学生を対象にイベントを開催し、実際に体験していただきました。



常設展示室



夏休みイベントの様子
(葉っぱスタンプ・こすり絵でしおりを作ろう)



FAMIC作成の科学実験動画 (YouTube)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLAXebzsr9c12luo0azDom9NdcShLw2SpQ>

一般公開・施設見学の詳細 (FAMICホームページ)

<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai/>



(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

FAMICは、肥料、農薬、飼料及び食品等の分野において、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献するため、高い専門的知見と技術力を維持・向上させています。

〔分析法開発・調査研究〕

FAMICは、長年磨いてきた分析能力を活かし、肥料公定規格の設定・改正、飼料、ペットフードの公定分析法、食品表示の真正性確認のための分析法、JASとして制定する試験方法、リスク管理のための微量有害物質の分析法の開発などを行っています。開発した分析法のうち、普及を図るべきものは、調査研究報告等にとりまとめFAMICのHPに掲載するほか（[P56参照](#)）、学会発表や学術誌への投稿、年1回の公開調査研究発表会での発表により広く公表しています。



令和6年度公開調査研究発表会の様子



ISO/IEC17025認定部門の内部監査の様子

〔ISO/IEC17025に基づく取組〕

FAMICは、検査・分析結果の信頼性確保が重要であると考えています。試験所の能力についての国際規格であるISO/IEC17025の考え方により、基準文書に基づく業務及び技術管理、目的に応じた精度管理、外部技能試験への参加、第三者機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）、Perry Johnson Laboratory Accreditation, Inc.（PJLA））によるISO/IEC17025の認定の維持に取り組んでいます。

〔研修・機器整備〕

FAMICは、年間の研修計画に基づき、職員を外部機関が主催するISO/IEC17025に係る研修、各種毒性試験研修等に参加させ、FAMIC内でも化学分析における不確かさ研修や有識者を招いた勉強会を実施しています。

その他、国立研究開発法人への職員の駐在や共同研究、大学との連携、他機関との交流等を行い、最新の科学技術の習得に取り組んでいます。

また、使用する分析機器は、新規購入や老朽化による更新、業者メンテナンス等の管理方針を委員会で審議決定し、無駄のない機器の配置を考慮して適切に整備・管理しています。

〔現場対応力の強化〕

一例として、飼料GMP適合確認では、FAMIC職員が飼料工場を訪れて、原料の受入から製品の出荷までの品質管理ができているか、手順書、記録、インタビューなどから確認し、全ての製造工程管理を把握、チェックする能力を高め、飼料に起因して発生するリスクを減らす取組をしています。

また、関係法令（[P8参照](#)）に違反する疑義のある情報を受けて、緊急で実施する事業者等への立入検査についても、迅速に対応できるよう、過去の立入検査事例を共有し対応策を話し合う、ロールプレイング研修を行う、製造工程の中で過ちが生じやすい箇所をあらかじめ整理しておく等、準備を行っています。

ダイバーシティ・エクイティ &インクルージョン※

働きやすい職場作り
コラム

【ワークライフバランスの実現】

全ての職員が働きやすい職場作りを目指し、妊娠・出産・育児・介護に係る両立支援制度や、多様で柔軟な働き方を可能にするためのフレックスタイム・在宅勤務等の各種制度を設けるほか、これら制度の理解及び利用促進に向け、管理職を含めた研修を実施しています。

また、「次世代育成支援行動計画」を策定して以下の目標に取り組むとともに、組織全体にワークライフバランスの考え方が広く浸透するよう、超過勤務縮減対策として、定時退庁日（毎週水・金曜日）において、やむを得ず超過勤務を行う場合は、勤務管理者が必要性を確認し、理事長等に理由を含め報告することを徹底しました。さらに、育児休業取得率を上げるために、育児休業から復帰した職員にアンケートを実施し、回答内容について「FAMIC育児休業ハンドブック」に追加しました。



FAMIC次世代育成支援行動計画（抜粋） （R2.4.1～R7.3.31）	目標（計画終了まで）	令和6年実績
育児休業の取得	女性職員 100% 男性職員 10%以上	女性職員 100% 男性職員 50%
男性職員の育児参加休暇	配偶者出産休暇 90%以上 育児参加休暇 90%以上	配偶者出産休暇 100% 育児参加休暇 100%
年次休暇取得日数年間12日以上	100%	92%

【多様な人材の活躍】

女性がより一層活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画」を策定し、以下の表にある目標に取り組んでいます。令和6年度は、「今後のキャリアプラン」をテーマに女性職員を対象とした座談会を実施しました。

また、60歳以降も引き続きFAMICで勤務する職員を対象に、自身のキャリアを振り返り、今後の自分の在り方等を考えることを目的とした研修を実施しました。今後も、年齢・性別にかかわらず、職員が職場で持続的に十分な力を発揮できるよう、取組を行っていきます。



女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画（抜粋） （R3.4.1～R8.3.31）	目標（計画終了まで）	令和6年度実績
新規採用者女性割合	35 %以上	46.7%
役員に占める女性割合13%以上	13 %以上	16.7%
管理職に占める女性割合	6.9%以上	6.8%

※ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンとは、人材の多様性を認め、公平な機会が与えられ、受け入れて生かすことを意味します。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

FAMICは、識別したリスクを評価し、これらを適切かつ効果的に管理・モニタリングするため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク評価・対応及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

理事長の指揮の下、効率的・効果的な業務運営を推進するため、3つのディフェンスライン（防御線）の考え方※に基づきリスク管理を実施しています。リスク管理の仕組みは以下のとおりです。

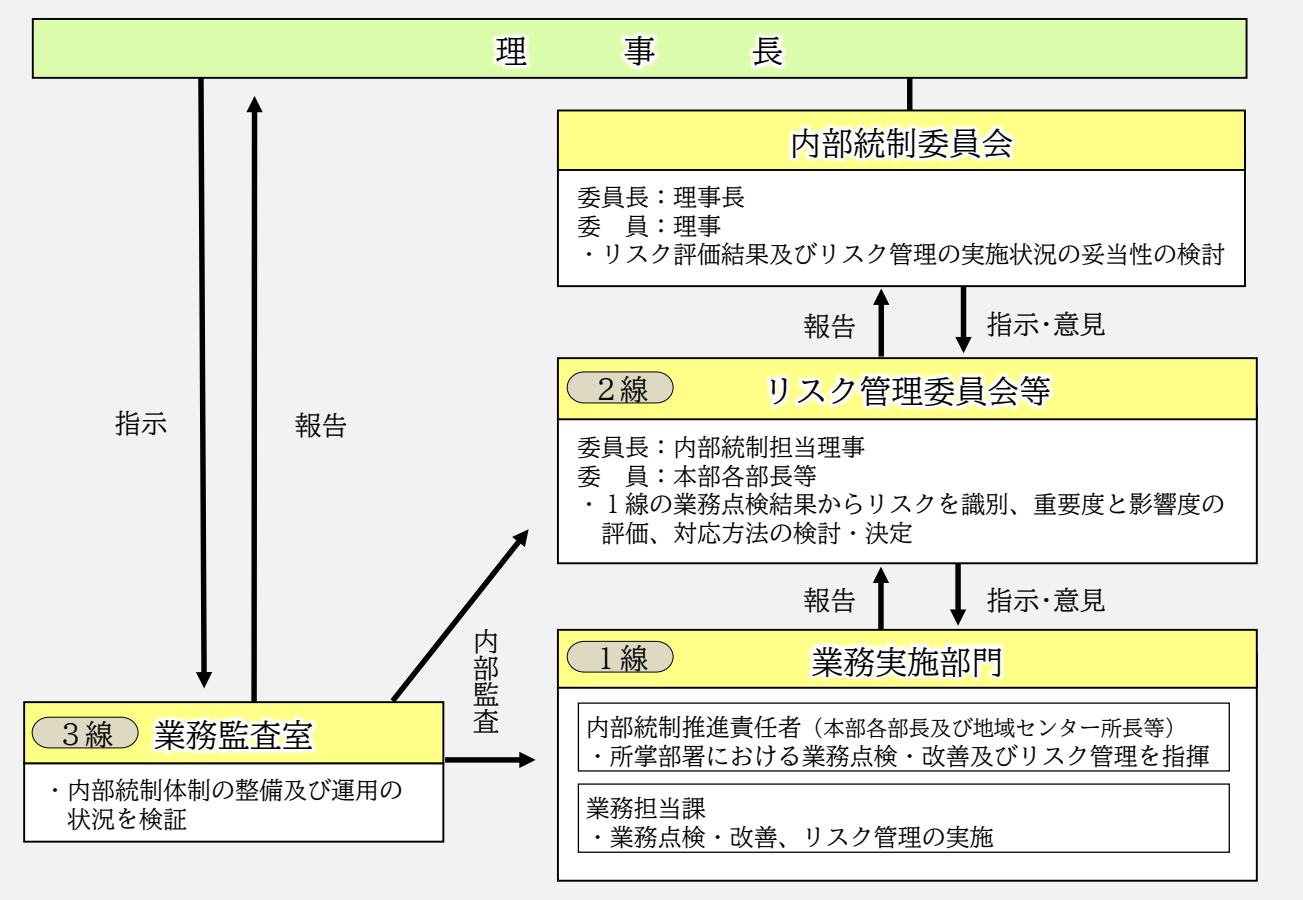
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/

◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhouhouhouso.pdf



※3つのディフェンスライン（防御線）

リスクとコントロールの有効な管理のためには、理事長の指揮の下で、3つの別々のグループ（1線、2線及び3線）が必要だという考え方を前提として役割と職務を明確にすることにより、リスクマネジメントとコントロールへの理解を深めることを目的としています。

- 1線：リスクとコントロールを所有し管理します。本部各部、地域センター等の業務実施部門が該当します。
- 2線：1線を支援してリスクとコントロールをモニターします。企画調整部、総務部及び情報システム・セキュリティ統括官（チーム）と、地域センター等の事業を統制する本部の各事業部及びリスク管理委員会が該当します。
- 3線：リスクマネジメントとコントロールの有効性に関して理事長に独立的なアシュアランスを提供する内部監査を行います。業務監査室が該当します。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

FAMICが保有する主要なリスク及びその対応状況は以下のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和6年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新するとともに安否確認訓練等の防災避難訓練を実施しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。

また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和6年度は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日・サイバーセキュリティ戦略本部）に準拠するよう内部規定を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、Web会議や在宅勤務制度に対応するICTソフトウェアに関する情報セキュリティのリスクを識別し、引き続き情報セキュリティ教育を実施し、リスクへの対応を強化しています。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

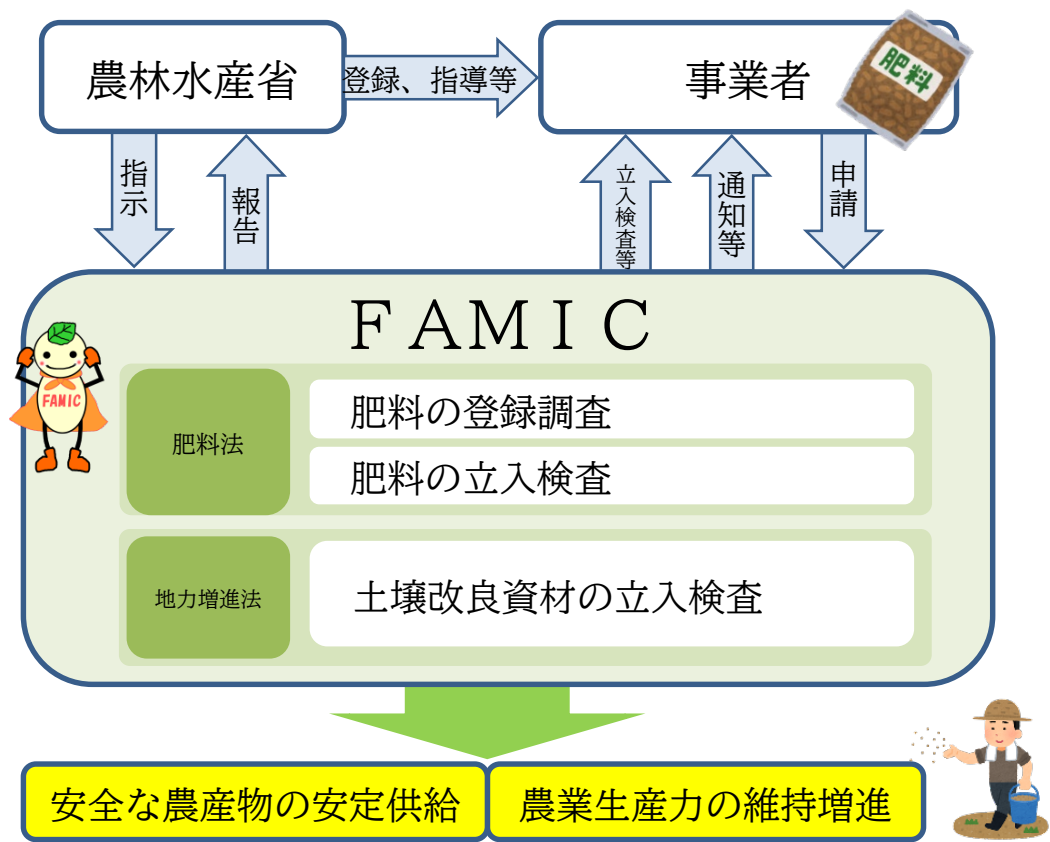
令和6年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する主なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

表：リスク一覧（令和6年度）

主なリスク・課題	対応
物価高騰への対応	・ 効率的な予算執行に努めるとともに、創意工夫により事業計画達成を図る
農業再評価への対応	・ 審査業務の効率化を図るとともに人員配置の見直し、新規採用等による人員の補充を検討。また、PC増設、マルチディスプレイの整備等によりテレワーク環境を改善
施設・設備・分析機器の整備	・ 業務に支障が生じないよう、耐用年数や現状に応じて適宜、更新、修繕・修理等を実施 ・ ヘリウムガスの供給逼迫により、分析業務に支障が出る可能性があるため、逼迫への対応を実施
技術力の維持・人材確保	・ 共同研究や論文投稿等の外部発信を推進。外部有識者と連携できる仕組みを検討
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止（令和7年度末予定）	・ 東海・北陸地域の業務に支障が生じないよう、業務継続に向け、移転先のセンターにおける令和6年度の設計及び改修工事の契約手続きの準備を実施
情報漏洩への対応	・ 事案の原因を究明し、改善策を検討、課等を単位とする緊急点検を実施、改善策を周知徹底 ・ 課等を単位とする業務点検において、フォローアップを実施

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

① 業務の主なスキーム



肥料の登録調査	・ 生産業者等からの登録申請について、申請書の記載事項の調査及び見本肥料の分析・鑑定・栽培試験等を行い、公定規格への適合性を確認
肥料の立入検査	・ 生産事業場、倉庫等に立ち入り、肥料の生産・出荷に係る帳簿等を検査 ・ 収去した肥料等は、分析・鑑定・栽培試験等を行い、有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているか検査
土壌改良資材の立入検査	・ 製造事業場等に立ち入り、土壌改良資材の生産・出荷の帳簿等を検査 ・ 収集した土壌改良資材は、品質が基準に適合しているか検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇肥料の安全性の確保：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/01_hiryo/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア 菌体りん酸肥料の流通拡大への対応

安定的な農業生産に不可欠な肥料は、その原料の多くを海外からの輸入に頼っています。昨今の国際情勢や円安などの影響により、肥料の価格高騰や品薄状態が発生し、農家や農産物を購入する消費者にも影響を与えています。国際情勢等に左右されにくい安定的な肥料の供給を実現するため、国内資源の有効活用が重要になっています。また、農林水産省は「みどりの食料システム戦略」において、「2050年までに化学肥料の使用量を30%低減する」との目標を掲げ、有機物の循環利用を推進しています。国内資源の有効活用と有機物の循環利用の観点から、汚泥資源の利用拡大は喫緊の課題でした。

この課題の解決に向けて、令和5年10月に汚泥資源を原料としながら、品質管理を徹底することにより様々な肥料の原料としても使用できる「菌体りん酸肥料」の規格が新設されました。FAMICでは、菌体りん酸肥料の生産を行うために必要な「品質管理計画」の確認と事業者に対する研修を実施し、資源を活用した肥料の品質及び安全性の確保に貢献しました。



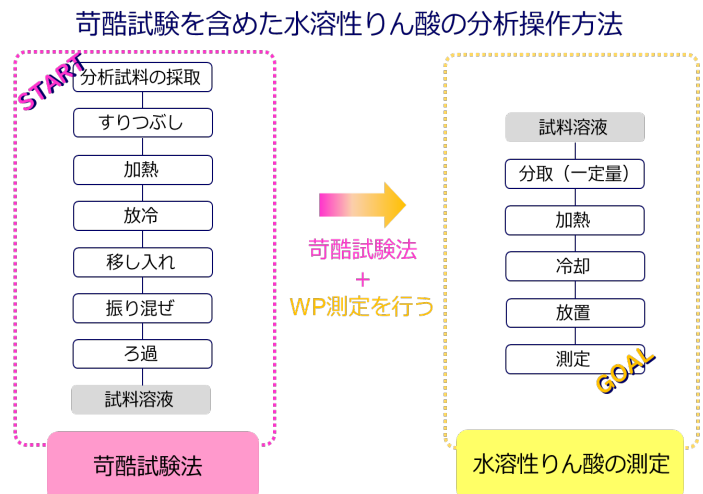
堆積した汚泥資源

イ 肥料等試験法の充実

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた分析法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する分析法の開発及び改良、その分析法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な分析法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。

令和6年度は、苦土全量等の分析法について国際的に標準とされる妥当性評価※を行い、共同試験の解析結果を追加しました。また、ICP-OES（発光分光分析装置）を使用した分析に内標準法を追加し、硫黄を原料とした肥料のひ素分析の方法を改良しました。更に、これまで明確に定められていなかった苛酷試験法を開発したため、これらを加えて「肥料等試験法（2024）」としてホームページに掲載しました。なお、苛酷試験法については、試験方法の解説動画を公開して業界への周知をはかる工夫をしました。

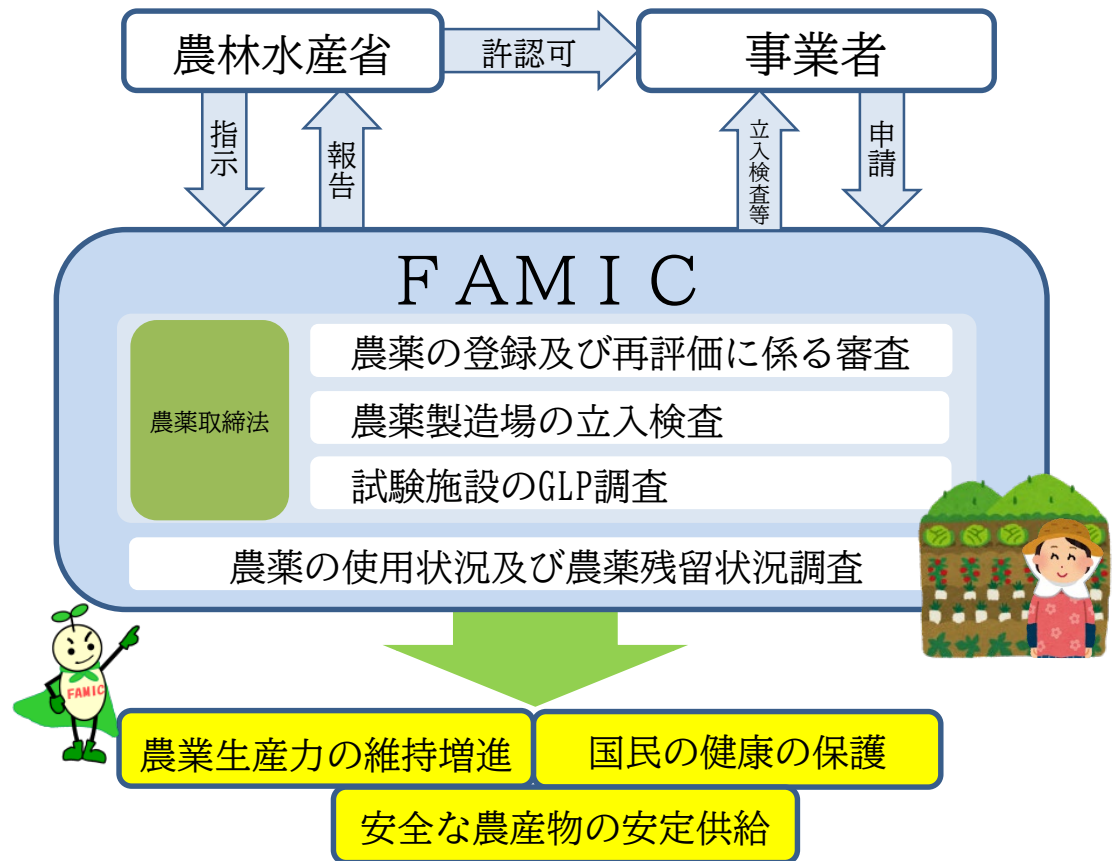
※ 8試験室以上の共同試験による評価



左側の前処理が苛酷試験法です。苛酷試験を行った後、低下を確認したい成分について分析（右図は水溶性りん酸の例）し、元の設計値とどれだけ変わるかを確認します。

(2) 農薬関係業務

① 業務の主なスキーム



農薬の登録及び再評価に係る審査	・ 農薬の登録申請者から提出された登録申請書及び試験成績に基づき、農薬としての効果に問題がないか、安全に使用できるか、農産物や土壌・水への残留によってヒトの健康や環境に悪影響を及ぼすことがないか等を総合的に審査 ・ 農薬の見本品について、その物理的・化学的性状や有効成分の含有濃度等を検査し、農薬の品質を確認 ・ 法改正により新たに導入された、全ての農薬の有効成分の再評価においても、最新の科学的知見に基づき審査
農薬製造場の立入検査	・ 農薬製造場に立ち入り、製造に関する帳簿等を検査 ・ 立入検査で集取した農薬の品質、表示等を検査
試験施設のGLP調査	・ 農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性確保のため、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管の状況について、優良試験所規範(GLP)への適合性を調査
農薬の使用状況及び農薬残留状況調査	・ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、農家における農薬の使用状況を調査し、農産物の残留農薬を分析

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇農薬検査部の業務の概要

<https://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア 農林水産省からの緊急要請業務

農薬を製造・加工または輸入しようとする場合には、農薬取締法により農林水産大臣の登録を受けなければなりません。また、登録の際には「使用できる作物」や「使用できる時期」、「使用してよい量」などの「使用基準」を決めており、農薬の使用者は使用基準に従って使用しなければなりません。農薬取締法に基づく登録制度は、農薬の登録の際に、使用基準に従って使用した場合に安全であることを確認するシステムとなっています。

令和6年度、FAMICは農薬成分を含む可能性がある生産資材について農林水産省からの緊急の分析要請に直ちに対応し、農薬として登録されていない成分が含まれていることを確認しました。FAMICの分析の結果を基に、当該資材の販売中止及び自主回収が行われ、農林水産省によって本事業に基づく注意喚起が行われました。



このことは安全が確認できていない資材の流通防止に貢献し、消費者や農家への安全確保や農薬取締行政への信頼確保につながりました。

イ 農薬行政の国際調和に係る取組

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性を確認するため、農薬GLP制度を導入しています。この制度に基づき、試験施設の設備、機器、試験操作、記録や保管の状況について、FAMICは試験施設の調査を行っています。またOECDの定めた国際ルールでは、GLP適合施設で作成された試験成績を各国での承認・登録申請に利用することができます。



OECD-GLPトレーニングコースの様子

なお、GLP調査当局の調査能力は、OECDにより評価されますが、FAMICは、これまで国際水準であると評価を受けております。令和6年度は、OECD-GLP作業部会に参加し、調査方法等技術的な討議等に参加するとともに他国の当局出席者と調査に関し意見交換を行いました。またOECD-GLPトレーニングコースに参加し、GLP調査手法について学びました。



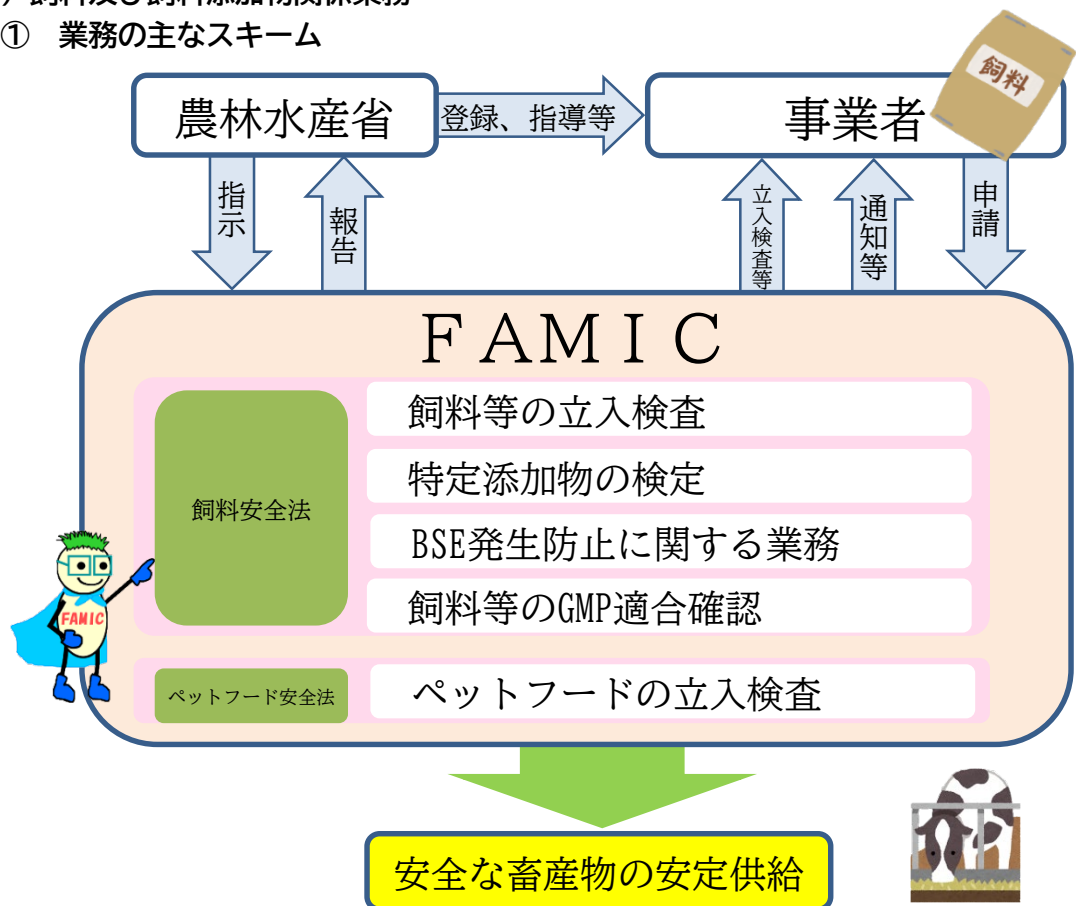
RETAQセンター職員への技術指導

この他、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請で、ベトナム国農業農村開発省の傘下であるReference Testing and Agrifood Quality Service Center（RETAQセンター）職員を研修生としてFAMICに受け入れ、残留農薬分析の方法を指導するため5日間に及ぶ研修を行いました。また併せて、FAMIC職員を専門家として同センターに派遣し、茶の残留農薬の多成分同時分析について1か月間に渡り技術指導を行いました。

このFAMIC職員の派遣で、RETAQセンター職員はLC-MS/MS（液体クロマトグラフィー質量分析計）による茶の残留農薬の多成分同時分析の技術を習得しました。また同分析法から残留農薬の抽出方法、精製方法、定量方法についても理解を深め、他の分析施設の職員の指導も行えるようになりました。今後のベトナム国での残留農薬分析技術の向上が期待されます。

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

① 業務の主なスキーム



飼料等の立入検査	・飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿等を検査 ・収去した飼料等について有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析・鑑定を実施
特定添加物の検定	・飼料に用いる特定添加物（飼料添加物である抗生物質）の製造業者等から検定申請があった場合、試験品の採取、試験を行い、合格した製剤へ合格証紙を貼付 ・製造業者の申請に応じ、特定添加物製造設備のGMP適合状況を調査
BSE発生防止に関する業務	・製造業者等の申請に応じ、豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等が製造基準（牛由来たん白質が混入しないこと）に適合しているか検査を実施
飼料等のGMP適合確認	・製造業者等の申請に応じ、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく管理が行われているか現地検査を実施し、確認証を発給
ペットフードの立入検査	・ペットフードの製造事業場等に立ち入り、帳簿等を検査 ・集取したペットフードについて有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析を実施

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇飼料等の安全性の確保

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/03_shiryo/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア 牛肉骨粉等の豚・鶏等飼料への利用再開への対応

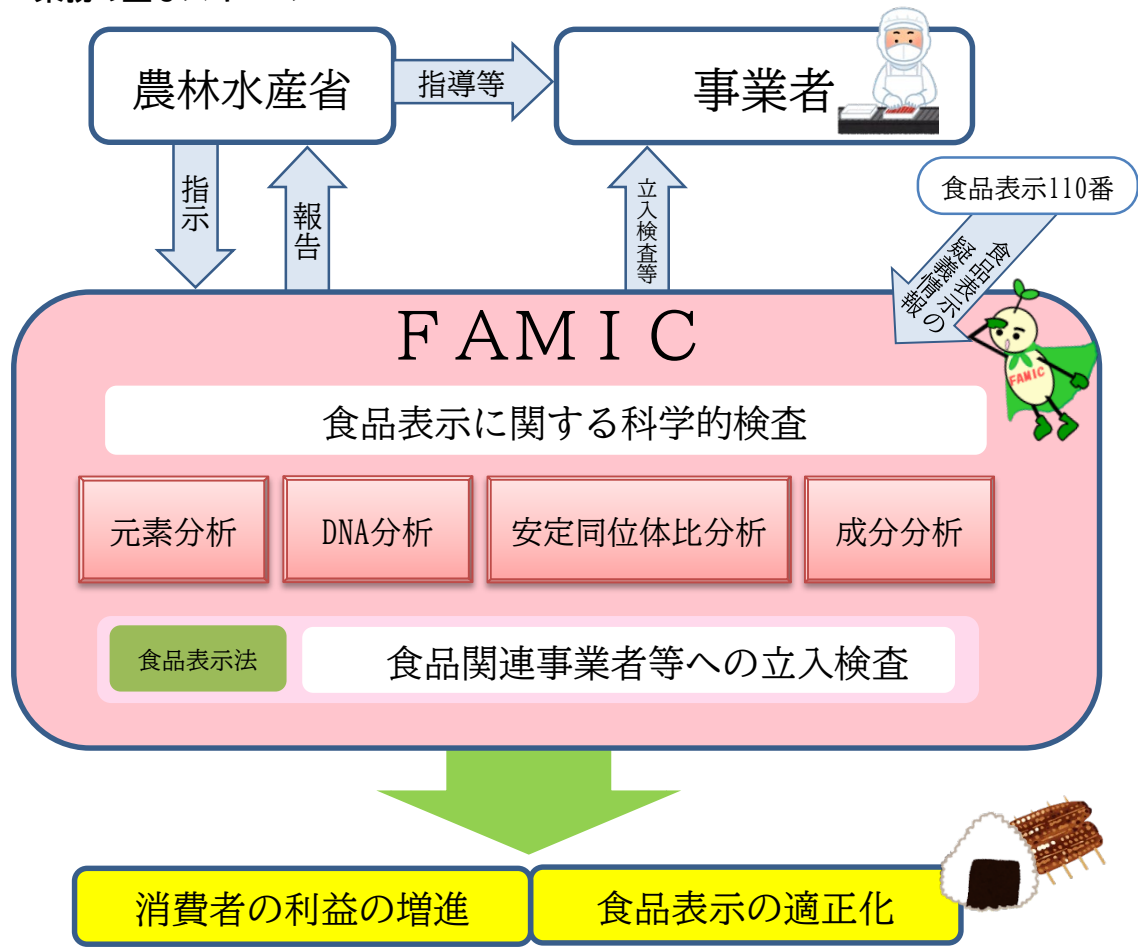
平成13年9月に国内で初めてBSEが確認され、飼料安全法に基づき牛肉骨粉等の飼料利用が全面的に禁止されました。その後、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、平成27年には牛に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用、平成30年にはめん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用が再開されるなど、順次牛肉骨粉等の飼料利用の規制範囲が見直されてきました。令和6年10月、我が国におけるBSE発生リスクの低下等を踏まえ、牛肉骨粉等を鶏や豚用の飼料としても利用できるようになりました。

牛肉骨粉等を豚鶏用飼料の原料として製造・使用する事業場は、製造基準に適合していることについて農林水産大臣の確認を受けるため、FAMICの検査（大臣確認検査）を受ける必要があります。令和6年度、FAMICでは、全国にある牛肉骨粉等の製造事業場とそれを使用する配合飼料製造事業場について一斉に大臣確認検査を行いました。このことは、安全かつ良質な動物性たん白質資源の普及と、牛肉骨粉の焼却に係る国費の削減に貢献することとなります。



(4) 食品表示の監視に関する業務

① 業務の主なスキーム



食品表示に関する科学的検査	・市販の食品を入手し、原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、元素分析、DNA分析等の科学的検査を実施
食品関連事業者等への立入検査	・食品関連事業者等に立ち入り、食品、帳簿、書類等を検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇食品表示の監視：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/04_labeling/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解して選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源となっています。我が国の消費者は、食品の原産地に対する関心が高く、原産地表示が商品選択における大きな要素の一つとなっています。FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と位置付け、調査研究を積み重ねて検査に必要な分析技術を開発し、国産と外国産の価格差が大きい品目等を中心に検査を実施しています。

令和6年度は以下について取り組みました。

ア 食品表示に関する科学的検査

FAMICは、市販の食品について5,479件の検査を実施しました。また、いか加工品やさば加工品について、農林水産省とともに食品製造業者等に対する立入検査を行い、原産地表示や原材料表示の疑義の解明に結びつけました。その他、不適正表示に関する情報の受付と関係機関への回付を行いました。



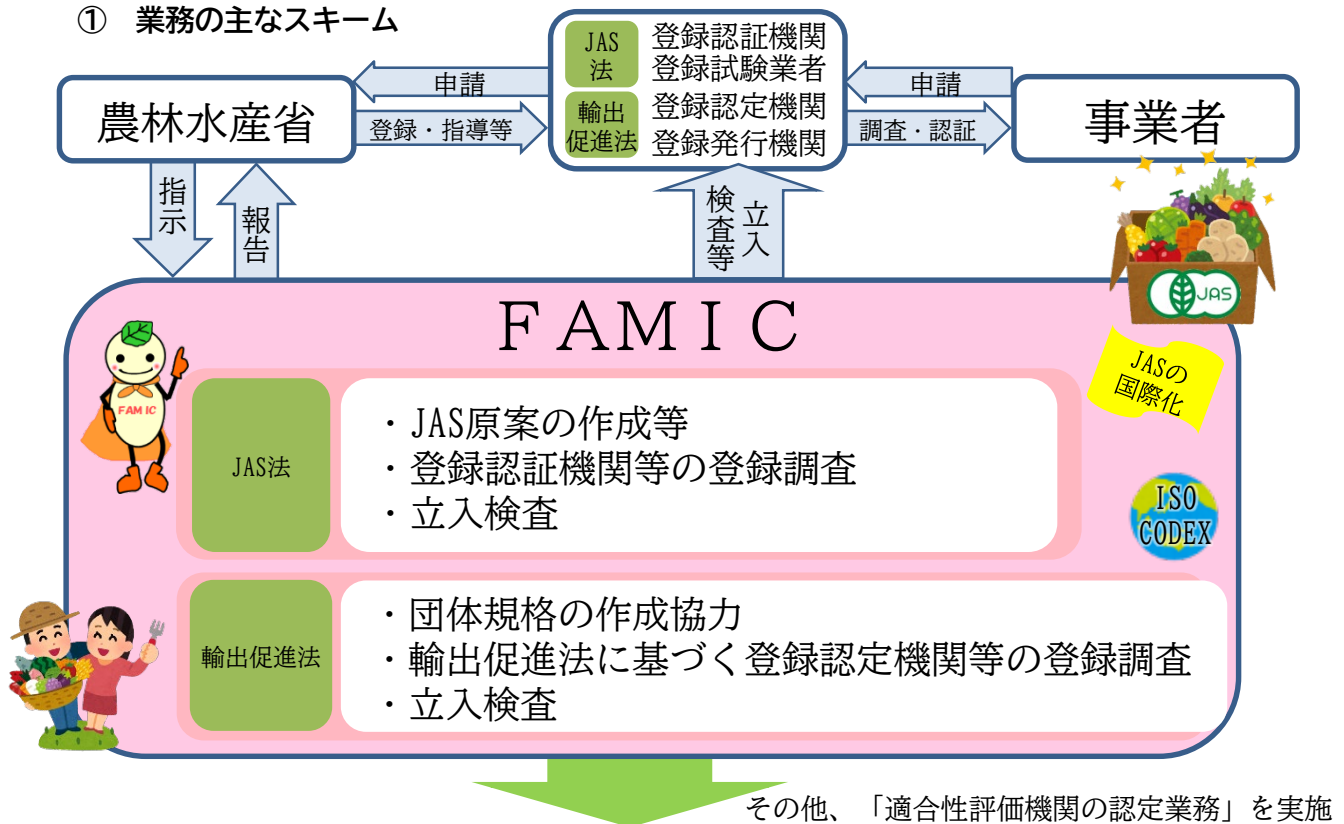
イ 新しい検査法の開発

FAMICは、食品表示の監視に活用する新たな分析技術や判別技術の開発・改良等を行うための調査研究を実施しています。令和6年度には元素分析による生鮮にんにくの原産地判別法について、現在の流通実態（国内産地の拡大）や販売形態（1鱗片単位での販売）に対応できるよう、判別技術の改良を行いました。今後、食品表示に関する科学的検査に活用する予定です。



(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

① 業務の主なスキーム



農林水産業及び食品産業等の持続的発展 消費者の利益の保護	
JAS原案の作成及びJAS制度の普及等	・ JAS原案の作成及び見直しを実施 ・ 事業者団体等からのJAS制定・見直しの申出に係るサポートを実施 ・ 事業者の創意工夫を生かしたJAS活用等を企図して国内外へ制度を普及
JAS法に基づく登録認証機関等の調査	・ JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者等になろうとする機関の登録基準への適合性を調査
JAS法に基づく立入検査	・ JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者、認証事業者等に立ち入り、帳簿等を検査
団体規格の作成協力	・ 輸出促進法に基づき、輸出促進団体の規格作成に協力
輸出促進法に基づく登録認定機関等の調査	・ 輸出促進法に基づき、登録認定機関等になろうとする機関の適合性を調査
輸出促進法に基づく立入検査	・ 輸出促進法に基づき、登録認定機関等に立ち入り、帳簿等を検査
適合性評価機関の認定業務	・ 国際規格に基づき、農林水産分野における認証機関や試験所を認定

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇JAS制度の運用：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/05_jas/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア JAS制度の普及、運用

農林水産・食品分野の標準化に係るJAS制度では、「もの」の品質のほか、生産方法(プロセス)、取扱方法(サービス)、試験方法等のJAS制定が可能であり、幅広い事業者がJASを商品、技術、取組をアピールするビジネスツールとして活用しています。

FAMICでは、JASが戦略的に制定・活用され、農林水産物の輸出力強化に繋がるよう、JASの制定等に係る原案作成及びサポートを行うとともに、Webで新たなJASの提案に繋がる説明会を開催する等のJAS制度の普及啓発やJASの国際化に努めています。また、有機JAS製品の輸出拡大のため、我が国の有機認証制度と同等の制度を持つ国(有機同等国)と有機同等性を相互に承認できるよう、農林水産省が行う協議のサポートを実施しています。

令和6年度は、35件のJASの制定等に携わりました。また、東南アジア各国に、ASEAN ODA事業によるJAS講座等を行い、JASの理解の向上と、国際標準化への協力関係を醸成しました。さらに、日本提案の国際規格開発を進めるために、FAMICは新たにISO/TC34/SC6(食肉、魚等の分科委員会)の国内審議団体を引き受け、Pメンバー※として活動を開始しました。

有機同等性の相互承認については、適用品目の拡大に向け、有機同等国の有機制度の審査等を実施しました。その結果、EUについて、適用品目に有機畜産物が追加されるとともに、有機加工食品の原料原産地の制限が撤廃されました。また、米国による有機同等性協議に係る審査をサポートしました。

※ISO規格の提案権を持つ参加者



イ 輸出の促進

令和2年度に制定された輸出促進法が、更なる輸出拡大に向け令和4年10月に改正され、民間の登録発行機関による輸出証明書の発行や農林水産物・食品の輸出の促進を図る法人(輸出促進団体)を認定する等の仕組みが追加されました。FAMICは登録発行機関の登録等の調査を行うほか、輸出促進団体に必要な協力を行うことが可能となり、木材の輸出促進を図る団体の規格策定をサポートしました。

ウ FAMIC認定制度の実施

認定センター(Japan Accreditation Service for agriculture, forestry and fisheries: JASaff)は、ISO/IEC17011に基づき、認証機関及び試験所に対して認定業務を実施しています。

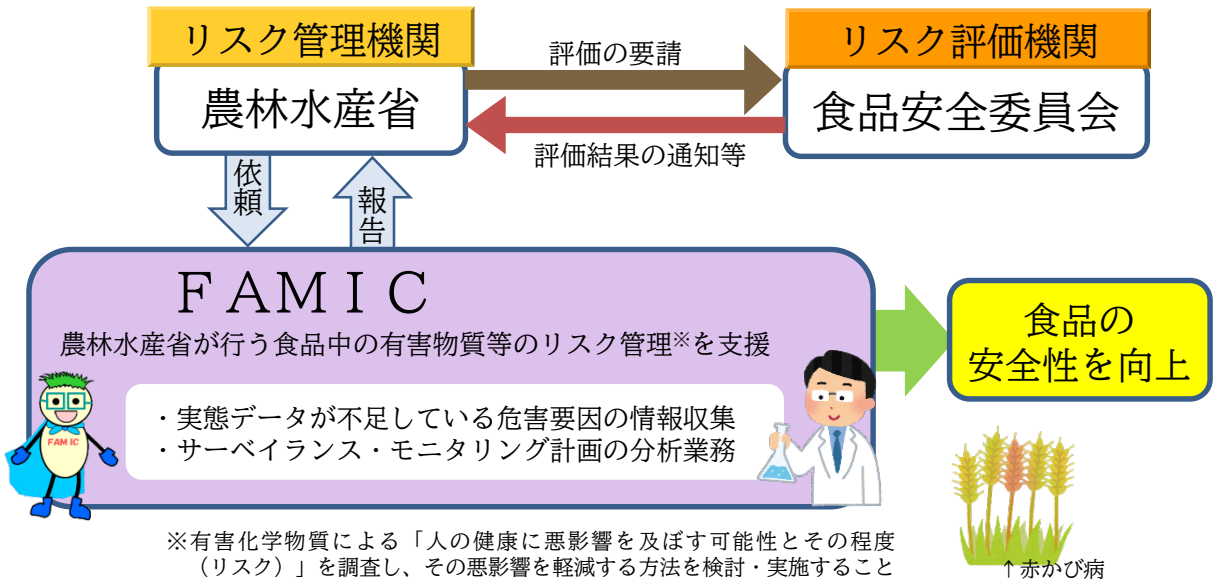
認定センターは、製品認証分野においてアジア太平洋認定協力機構(APAC)及び国際認定フォーラム(IAF)の国際相互承認※を締結しています。

※国際相互承認は、各国認定機関が互いの能力(ISO/IEC17011に基づく審査能力)を評価し、相互に同等なものとして承認する認定機関の枠組みです。国際相互承認を締結した認定機関の業務は国際的に通用するものとみなされます。



(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

① 業務の主なスキーム



有害物質の分析	・食品の有害化学物質の汚染の程度を調査するために、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」で対象とされた危害要因及び食品群について分析
実態データ不足 危害要因の 情報収集	・農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、国際的に妥当性が確認されている分析法を調査し、農林水産省が実態調査を予定する食品群に適用できるかどうか検証して標準となる手順を作成

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇リスク管理に資する分析調査：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/06_risk/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

農林水産省では、食品安全に関するリスク管理の取組として、どのような有害化学物質がどの程度農林水産物等に含有されているのかを調査しています（汚染実態調査）。FAMICは、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しており、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得しています。

令和6年度は、当該計画に基づく小麦及び大麦中のかび毒等1,049件のほか、モリアザミ中のピロリジジンアルカロイド類16件の分析を行い、農林水産省がリスク管理をするための基礎データの収集、把握に貢献しました。



LC-MS/MS（液体クロマトグラフィー質量分析計）による分析



モリアザミ

(7) その他の業務

① 業務の主なスキーム

情報提供等

- ・業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジン等の様々なツールを用いて提供
- ・検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力等を実施

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇情報提供：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/08_joho/

◇国際関係業務：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/07_iso/

◇品質保証への取組：

<http://www.famic.go.jp/information/quarity/>



令和6年度技術講習会「残留農薬分析技術研修」開催のご案内

FAMIC 農業検査部では、農林水産省から指示を受けて国内産農産物における農薬の使用状況や残留状況の調査（残留農薬分析）を行っています。

本年度技術講習会は、この残留農薬分析を uptake、農業業界や食品関連産業等に携わる方に加え、地方公共団体の食品衛生監視業務や病害虫防除業務を担う方のうち残留農薬分析に関する技術的な知見を得たい方を対象に、残留農薬分析の知識や技術の習得を支援するための研修を下記のとおり開催いたします。



② 令和6年度の業務成果・業務実績

FAMICは、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。

令和6年度は、事業者の関心が高い食品表示、有機JAS、農業生産資材（肥料、農薬、残留農薬分析技術など）に関する講習会を全国で6回開催しました。このうち3回は受講者の利便性を考慮し、リモート配信により実施しました。

また、FAMICは、農林水産省、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請に応え、技術指導のため、国際協力専門家の海外派遣や海外研修員の受入研修を行っています。

令和6年度は、国際協力専門家として職員1名を1回海外派遣するとともに、海外からの研修員の受け入れを1回（1か国、3名）実施しました（[P32参照](#)）。



技術講習会
（残留農薬分析技術研修）の様子



海外からの研修員の受入れの様子

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

- ① 肥料及び土壌改良資材関係業務 (P29参照)
- ② 農薬関係業務 (P31参照)
- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務 (P33参照)
- ④ 食品表示の監視に関する業務 (P35参照)
- ⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (P37参照)
- ⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 (P39参照)
- ⑦ その他の業務 (P40参照)

(2) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和6年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組の結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和6年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



(単位：百万円)

評価項目	評価 (※)	行政コスト
全体の評価	B	
項目別評価		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	B	587
② 農薬関係業務	A	1,075
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	A	913
④ 食品表示の監視に関する業務	A	1,404
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	B	1,078
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	171
⑦ その他の業務	B	491
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		
① 業務運営コストの削減	B	
② 人件費の削減等	B	
③ 常勤職員数の削減等	—	
④ 調達等合理化の取組	B	
⑤ 情報システムの整備及び管理	B	

評価項目	評価 (※)	行政コスト
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	A	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	－	
Ⅳ その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	A	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,222
合計		6,940

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。
- －： 業務実績がないため、評価対象としない。

（３）主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
評価(※)	A	A	B	B	－

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度から令和元年度までの5年間の総合評価

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	B	B	B	B	B

1 1. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	7,020	7,020	
施設整備費補助金	518	92	※A
受託収入	2	4	
諸収入	40	54	
前年度よりの繰越金	-	-	
計	7,581	7,170	
支出			
業務経費	764	723	
施設整備費	518	92	※A
受託経費	2	4	
一般管理費	666	711	
人件費	5,631	5,503	
計	7,581	7,033	

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(差額理由)

※A：名古屋センター検査施設整備の一部を令和7年度へ繰越したため、収入及び支出が減となっています。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesan_houkoku/



1 2. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,305	流動負債	1,165
現金・預金等(*1)	836	未払金・預り金等	731
引当金見返	434	引当金	434
その他	35	固定負債	5,521
固定資産	11,495	資産見返負債	606
有形固定資産	6,870	引当金	4,615
引当金見返	4,614	その他	300
その他	10	負債合計	6,685
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	△4,135
		利益剰余金	139
		純資産合計	6,114
資産合計	12,799	負債純資産合計	12,799

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。以下、他の財務諸表についても同様です。

2. 財務諸表内の(*)は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,841
経常費用（＊３）	6,840
臨時損失（＊４）	0
その他行政コスト（＊５）	100
行政コスト合計	6,940

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（＊３）	6,840
調査指導業務費	5,658
人件費	4,651
減価償却費	132
その他	876
一般管理費	1,182
人件費	901
減価償却費	9
その他	272
財務費用	-
経常収益	6,976
運営費交付金収益	5,937
事業収益等自己収入	54
その他	985
臨時損失（＊４）	0
臨時利益	3
当期純利益（＊６）	138
前事業年度繰越積立金取崩額	0
当期総利益	139

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	△4,084	220	6,246
当期変動額				
固定資産の取得	-	48	-	48
その他行政コスト（＊５）	-	△100	-	△100
国庫納付金の納付	-	-	△219	△219
当期純利益（＊６）	-	-	138	138
当期末残高（＊２）	10,110	△4,135	139	6,114

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	401
人件費支出	△5,318
運営費交付金収入	7,020
事業収益等自己収入	53
その他収入・支出	△1,354
投資活動によるキャッシュ・フロー	△150
資金増加額（又は減少額）	251
資金期首残高	585
資金期末残高（＊７）	836

(単位：百万円)

(参考) 資金期末残高と現金及び
預金との関係

	金額
資金期末残高（＊７）	836
定期預金	-
現金及び預金（＊１）	836

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou/



1 3. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は12,799百万円と、前年度末比280百万円増（前期は12,519百万円）となっています。これは、現金及び預金が251百万円増（42.9%増）となったこと、工具器具備品が55百万円増（16.1%増）となったこと、建設仮勘定が44百万円増（289.3%増）となったことが主な要因です。

負債合計は6,685百万円で、前年度末比413百万円増（前期は6,273百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が335百万円増（91.4%増）となったこと、資産見返負債が109百万円増（22.0%増）となったこと、退職給付引当金が41百万円減（0.9%減）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,114百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△4,135百万円、利益剰余金は139百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,940百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,841百万円、その他行政コストは100百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は6,840百万円と、前年度比101百万円増（1.5%増）となっています。これは、給与、賞与及び諸手当が前年度比48百万円増（1.1%増）及び退職金費用が102百万円増（32.9%増）となったことが主な要因です。

当期総利益は139百万円（人件費:128百万円、物件費:11百万円）と、前年度比80百万円減（前期は219百万円）となっています。これは、経常費用が前年度比101百万円増加したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益139百万円を計上した結果、6,114百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは401百万円と、前年度比593百万円増（前期は△192百万円）となっています。これは、その他の業務支出が121百万円減（9.4%減）、国庫納付金の支払額が153百万円減（41.1%減）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△150百万円と、前年度比26百万円減（前期は△125百万円）となっています。これは、施設費による収入が304百万円減（前期は365百万円）となったことが主な要因です。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

（１）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和6年度は、内部統制委員会を1回開催し、リスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農薬再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏洩等に係るリスク低減の対応を指示する等、内部統制の推進を図りました。

（２）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和6年度は、リスク管理委員会を6回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定してリスクを管理しました。また、職員の内部統制・リスク管理に関する理解を深め、活動への参加意識の醸成を図ることを目的として、e-ラーニング方式による教育研修を実施しました。

（３）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第4項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和6年度は、監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制を維持するとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等※に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

（４）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和6年度の内部監査では、軽微な不適合5件が検出されました。

(5) 入札・契約に関する事項（業務方法書第104条）

入札・契約の透明性を担保し、調達等の合理化における自律的かつ継続的な取組に関する点検を行うため、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。

令和6年度は、契約監視委員会を2回開催し、入札及び契約の妥当性等について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会の審議概要をホームページで公表しました。

(6) 予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第105条）

運営費交付金を原資とする予算を適正に配分するための体制を整備し、その評価結果をFAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

令和6年度は、役員会で3か月ごとに予算の執行状況を確認し、予算執行状況を踏まえた予算の再配分を行いました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

(旧農林水産消費技術センター関係)	
平成3年4月	農林水産省農林規格検査所から 農林水産省農林水産消費技術センターに改組
平成13年4月	独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立
(旧肥飼料検査所関係)	
昭和38年1月	農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して 農林省肥飼料検査所となる
平成13年4月	独立行政法人肥飼料検査所として設立
(旧農薬検査所関係)	
昭和22年6月	農林省農薬検査所設置
平成13年4月	独立行政法人農薬検査所として設立
平成19年4月	上記3法人を統合して 独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立
平成27年4月	行政執行法人となる

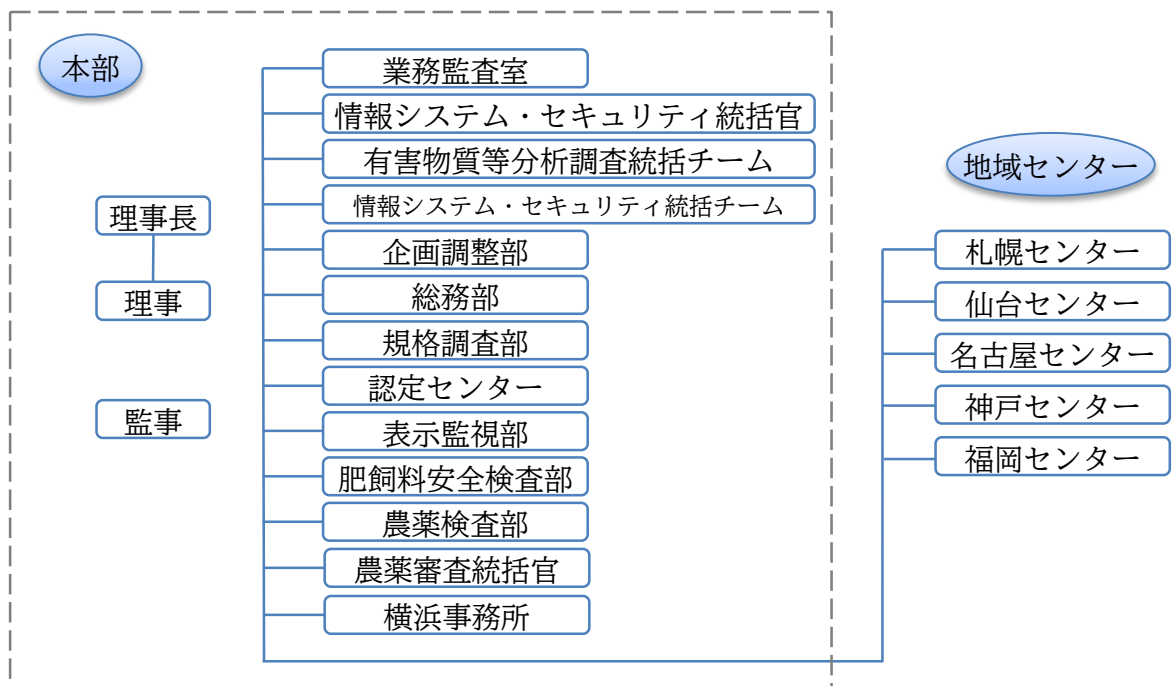
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

(3) 主務大臣（主務省所管課）

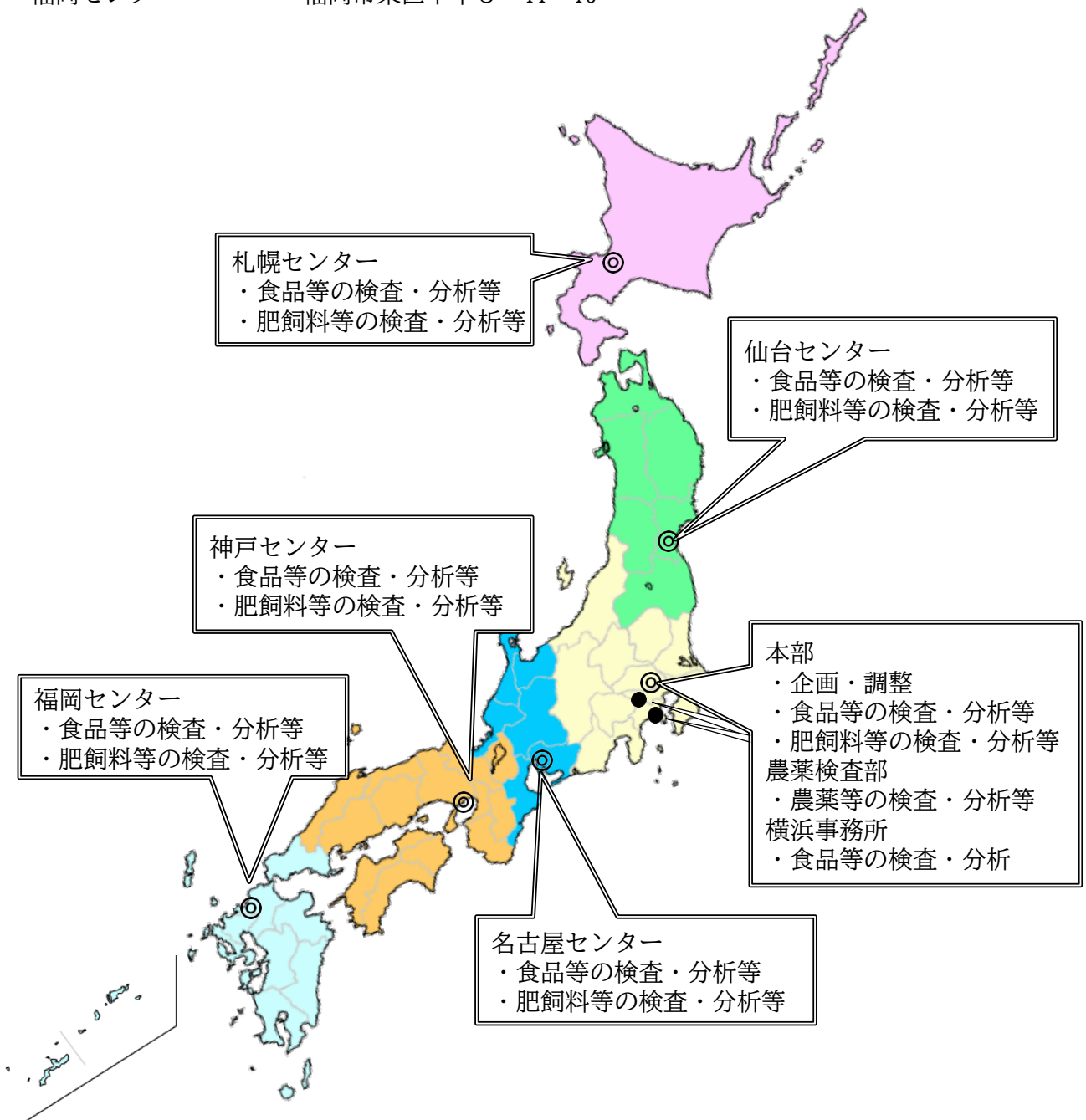
農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部	: さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部	: 東京都小平市鈴木町 2-772
横浜事務所	: 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎
札幌センター	: 札幌市北区北10条西 4-1-13 道新北ビル
	: 札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙台センター	: 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター	: 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2号館
神戸センター	: 神戸市中央区港島南町 1-3-7
福岡センター	: 福岡市東区千早 3-11-15



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	12,758	12,321	12,471	12,519	12,799
負債	6,275	6,164	6,191	6,273	6,685
純資産	6,483	6,156	6,280	6,246	6,114
行政コスト	6,732	6,755	6,628	6,890	6,940
経常費用	6,561	6,581	6,465	6,740	6,840
経常収益	6,929	6,766	6,885	6,900	6,976
当期総利益	370	188	423	219	139

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収入	
運営費交付金	6,781
施設整備費補助金	510
受託収入	2
諸収入	42
前年度よりの繰越金	-
計	7,334
支出	
業務経費	779
施設整備費	510
受託経費	2
一般管理費	629
人件費	5,415
計	7,334

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,549
経常費用	7,549
人件費	5,415
業務費	648
受託経費	2
一般管理費	624
減価償却費	116
賞与引当金繰入	404
退職給付費用	341
財務費用	－
臨時損失	－
収益の部	7,548
運営費交付金収益	6,644
受託収入	2
諸収入	42
資産見返運営費交付金戻入	110
資産見返補助金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	－
賞与引当金見返に係る収益	404
退職給付引当金見返に係る収益	341
臨時利益	－
純利益	△1
前年度繰越積立金取崩額	1
総利益	－

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	7,334
業務活動による支出	6,687
投資活動による支出	647
財務活動による支出	－
翌年度への繰越金	－
資金収入	7,334
業務活動による収入	6,824
運営費交付金による収入	6,781
受託収入	2
その他の収入	42
投資活動による収入	510
施設整備費補助金による収入	510
その他の収入	－
財務活動による収入	－
前年度よりの繰越金	－

詳細につきましては、令和7年度事業計画をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	：現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	：運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	：土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	：有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	：運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
未払金・預り金	：一年以内に対価の支払をすべき債務
引当金（流動負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金等が該当
資産見返負債	：事業計画の想定範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	：資産除去債務等
資本金	：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	：国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	：独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	：損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	：独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

調査指導業務費	：独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	：事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用
人件費	：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	：利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	：手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	：固定資産の売却損益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高	：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	------------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表しサービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当

（２）その他公表資料等との関係の説明

① 公式Facebook <https://www.facebook.com/famamimic>



② 公式X (旧Twitter) https://x.com/FAMIC_JAPAN



③ 公式YouTube https://www.youtube.com/channel/UCS_ntChNzbmF6s6B62NZYtw



農林水産消費安全技術センター(FAMIC)公式チャンネル



④ JAS情報専用公式YouTube https://www.youtube.com/channel/UCCy_U5H2DcucnllvPBbXm_g



⑤ ホームページ <http://www.famic.go.jp/>



**独立行政法人
農林水産消費安全技術センター (FAMIC)**
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)

[ご意見・お問い合わせ](#) | [ヘルプ](#) | [サイト内検索](#) | [English](#) | [サイトマップ](#)

[文字サイズ変更](#)
[小](#)
[中](#)
[大](#)

[肥料・土壌改良資材](#)

[農薬](#)

[飼料](#)

[ペットフード](#)

[食品表示・JAS等](#)

[HOME](#)

FAMICについて

公表事項

調査情報

採用情報・就業体験実習

施設見学・一般公開

行事・講習会等

ISO・Codex・国際協力関連情報

WOAHコラボレーティング・センター

広報・資料

メルマガジン

FAMIC (独立行政法人 農林水産消費安全技術センター) は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とします。




最終更新日: 2025年02月13日

新着情報

すべて	肥料・土壌改良資材	農薬	飼料	ペットフード	食品表示・JAS等
農薬	2025年2月13日	農薬登録情報ダウンロードを更新しました。			
その他	2025年2月13日	【調査情報】 入札情報 入札公告1件を掲載しました。			
その他	2025年2月12日	【FAMICメルマガジン】 バックナンバー 第1057号を掲載しました。			

⑥ 広報誌「大きな目小さな目」

広報誌では、FAMICの業務や食にまつわる情報をお届けしています。

http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/index.html





大きな目 小さな目

No. 78

Jan. 2025

マクロとミクロな視点から
食に関する情報をお届け！

最新の事案 からずし

JASフローリングの検査
～快適な住まいのために～

原産地判別のための元素分析
～プロコッリーの原産地判別法の開発～

汚泥資源を有効活用！
新たな肥料「直休りん酸肥料」

フタコック



株式会社法人
農林水産消費安全技術センター
Food and Nutrient Materials
Inspection Center (FAMIC)

0294-2432-9873

[illegible][illegible]

⑦ メールマガジン

メールマガジンでは、FAMICホームページの新着情報、行事・講習会の情報のほか、各府庁省の報道発表資料、その時々話題等の情報を掲載し、月3回以上配信しています。

http://www.famic.go.jp/mail_magazine/stand.html



◇◇◇◆◆◆◇◇◇◇◇◆◆◆◇◇◇◇◇◆◆◆◇◇◇◇◇

FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第〇〇〇号

◇◇◇◆◆◆◇◇◇◇◇◆◆◆◇◇◇◇◇◆◆◆◇◇◇◇◇

令和〇年〇〇月〇〇日

=====

ー 目次 ー

1. FAMIC 情報
2. 食品の安全に関する情報等
3. 官報から
4. パブリックコメントに関する情報
5. 最近の話題・キーワード

=====



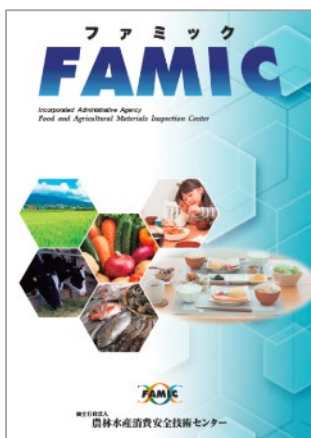
A green cartoon character with a round head, wearing a green suit with "FAMIC" written on it, holding a small green leaf.



メールマガジンの配信をご希望
される方は下のQRコードを読み
込み、登録をしてください。



⑧ パンフレット等



パンフレット

<http://www.famic.go.jp/information/koho/>



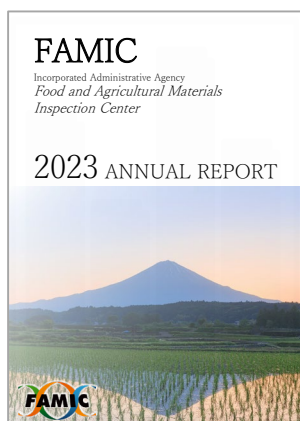
環境報告書

http://www.famic.go.jp/public/information/kankyo_report/index.html



業務実績レポート

<http://www.famic.go.jp/public/information/sonota/gyoumu-jisseki/>



ANNUAL REPORT

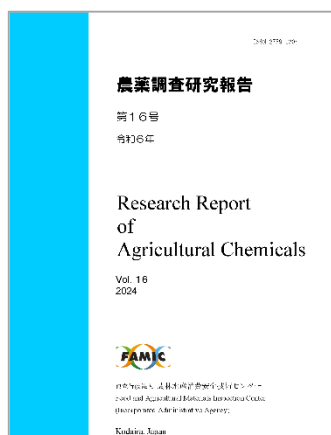
<http://www.famic.go.jp/english/annualreport/>





肥料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub10.html>



農薬調査研究報告

https://www.acis.famic.go.jp/acis/chouken/chouken/chouken_index.htm

昨年度（第15号）から電子ジャーナルに移行しました。



飼料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub12.html>



食品関係等調査研究報告

http://www.famic.go.jp/technical_information/investigation_research_report/index.html





/FAMIC公式フェイスブック



/FAMIC公式X



/FAMIC公式チャンネル



独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
FAMIC（ファミック）
<http://www.famic.go.jp/>